

平成26年第2回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 平成26年6月23日 午前10時00分 開会
午後 4時04分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員13名

2番	内野悦子	3番	川村優子
4番	西川朗	5番	増田順弘
6番	岡本吉司	7番	朝岡佐一郎
9番	藤井本浩	10番	吉村優子
11番	阿古和彦	12番	赤井佐太郎
13番	下村正樹	14番	西川弥三郎
15番	白石栄一		

欠席議員2名 1番 吉武昭博 8番 西井 覚

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山下和弥	副 市 長	杉岡 富美雄
教 育 長	大西正親	総 務 部 長	山本 眞義
企 画 部 長	吉村孝博	市民生活部長	芳野 隆一
都市整備部長	生野吉秀	都市整備部理事	土谷 宏巖
産業観光部長	河合良則	保健福祉部長	山岡 加代子
教 育 部 長	田中茂博	上下水道部長	川松 照武
会 計 管 理 者	邨田康司		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺田 馨	書 記	中井孝明
書 記	谷口 亜耶		

6. 会議録署名議員 3番 川村優子 13番 下村正樹

7. 議事日程

日程第1 一般質問

追加日程第1 議員の辞職について

一般質問通告一覧表

質問 順番	議席 番号	氏 名	質疑方法	質 問 事 項	質問の相手
1	5	増田 順弘	一問一答	小・中学校生徒の規範意識向上に向けて	市 長 教育長 担当部長
				農作物の地産地消と遊休農地解消について	市 長 教育長 担当部長
2	9	藤井本 浩	一問一答	市政の問題・課題について、市と市民が共有する必要性	市 長 担当部長
3	10	吉村 優子	一問一答	新市建設計画について	市 長 担当部長
				大字林堂のゴミ問題について	市 長 担当部長
4	2	内野 悦子	一問一答	地域包括ケアシステム構築について	担当部長
5	4	西川 朗	一問一答	公共下水道事業について	担当部長
				太田・寺口地区の違法盛土の経緯及び対策について	市 長 担当部長
6	11	阿古 和彦	一問一答	二上山ふるさと公園について	担当部長
				新道の駅について	市 長 担当部長
7	15	白石 栄一	一問一答	奈良交通路線バスの廃止・減便と市内巡回バスの充実・改善について	市 長 担当部長
				吸収源対策公園緑地整備事業について	市 長 担当部長
				新道の駅建設事業について	市 長 担当部長

開 会 午前10時00分

西川議長 ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、これより平成26年第2回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきいただきたいと思います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る6月12日の通告期限までに通告されたのは7名であります。質問者は、お手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法は、7名の議員全員が一問一答方式を選択されております。制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて60分といたします。また、質問回数につきましては制限はございません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

次に、5番、増田順弘君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

5番、増田順弘君。

増田議員 皆さん、おはようございます。増田順弘でございます。ただいま、議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。2点ございます。

1点目でございます。小・中学校生徒の規範意識の向上につきまして、2点目は、農産物の地産地消と遊休農地の解消について質問をさせていただきます。なお、これよりは質問席にて進めさせていただきます。よろしく申し上げます。

西川議長 増田君。

増田議員 今年4月12日でございます。大和高田市のさざんかホールで開かれました荒井知事の県政報告会に、出席をさせていただきました。市長はもちろん、議員の皆さん方も多数参加していただいております。内容は、県政全体にわたって全国との比較、また県内市町村別の比較も交えて、何がすぐれ何が劣っているかをわかりやすく分析をされておりました。奈良県の意外な一面をたくさん知ることができ、認識を新たにいたしました。

中でも、私が特に注目したのは、地域の教育力の向上という題でお話をされた内容でございます。全国学力学習状況調査、俗に全国学力テストと言われているものでございます。要するに、学力、学習意欲、規範意識、これを調査したものであるという内容でございます。

その中で特に規範意識の調査結果が、奈良県内では全国で、小学校の場合全国で46番目、全国47都道府県でございます。後ろから2番目でございます。中学校で47番目、こういう内容でございました。

本市ではどうかということで、直接担当に聞かせていただいたらいいんですけども、私なりに、各学校のホームページを開設していただいておりますので、そのホームページの中をいろいろと見させていただきました。そこで、ある学校の記事の中に規範意識のことで述べておりましたので、その一部を紹介させていただきます。

規範意識の低さが叫ばれて久しい。特に奈良県内の子どもたちにとっては、全国水準から

大変低い結果が出ている。本校においても、教師アンケートでは「去年までゼロであった」、「余りそうは思わない」が33%までふえている。決まりを守らなければならないという意識が低下していると感じられるようになってきている。ルールは守るべきものという当たり前のことが、「自分1人ぐらい守らなくても」とか「みんなも守られていないから自分も」というような考え方の子どもたちが多くなってきているのではないだろうか。今後は道徳の時間や学習活動の中で、決まりの大切さやルールの尊重について指導を重視していきたい。こういう内容の記事が、ある学校のホームページのところで、先生のコメントとして載っていました。

また、全国学力学習調査のことについては、4月22日の新聞報道でも取り上げておられます。その日に実施をされましたこの調査の学校別の結果公表が今年から可能になると、こういう記事でございました。このことにつきまして、葛城市教育委員会としての、過去の結果も踏まえて、お考えをお尋ねをいたします。

西川議長 田中教育部長。

田中教育部長 おはようございます。教育部長の田中でございます。

ただいまの増田議員のご質問に対して答えさせていただきます。

全国学力学習状況調査の結果公表につきましては、文部科学省は従来より市町村単位での公表は差し支えないとしてまいりましたが、平成25年度実施分より市町村教育委員会ごとに学校名を明らかにした結果公表も可いたしました。ただ、奈良県教育委員会は、これまで市町村単位の公表は行わない方針で、本市もこれに従いまして公表を差し控えてまいったところでございます。

葛城市教育委員会では今後、県教育委員会の意向も確かめながら、教育委員会議会で十分に議論をしていただき、結論を出したいと考えております。

ただ、学校ごとの結果公表につきましては、学校教育に対する保護者や地域の皆様の一面的な見方や考え方を招きかねない懸念もあることから、教育委員会議会で議論を待つることとなりますが、実現が相当難しい課題であると認識をしております。

以上でございます。

西川議長 増田君。

増田議員 ありがとうございます。

続きまして、ご質問をさせていただきたいと思います。もう一つ、本市のある学校のホームページに紹介をされておりました。これは中学校ですけれども、かわら版という校長先生から保護者に宛てられたコメントといえますか、内容でございます。読ませていただきます。

「保護者の皆さん、ハインリッヒの法則をご存じですか。これは、アメリカのハインリッヒという技師が、労働災害の事例の統計を分析して見つけ出した法則で、1対29対300の法則とも言われています。この法則の意味は、1件の重大な災害が発生する背景には、29の軽い事故と300件のヒヤリ・ハットといったような内容ということでございます。つまりこの法則は、いつやってくるかわからない災害を未然に防ぐには、不安全な状態や行為を認識し、ヒヤリ・ハットの段階で地道に対策を考え実行していくことが大切ということを示していま

す。実はこの法則は、学校にも当てはまると考えています。例えば、1つのいじめがあったとすれば、この法則からいくとその背景には29の出来事があり、その前には自分勝手な行動をとるなど300の兆候があると考えられています。ですから、300の兆候が出たときに対する考え、実行する必要があります。いかに早く対処するかが問題となります。あのとき、何々すればよかったといった後悔の残らないように、保護者の皆さんと情報を共有しながら指導に当たり、取り組みたい。ご協力お願いいたします」。こういう内容でございます。

また、先日6月19日でございます。人権教育推進協議会総会がございました。その中でも、いじめ問題について講演がございました。その中での講師の要約でございますけれども、文明の発達とともに生活は豊かになったが、心が貧しくなっていじめが発生する、こういういじめのプロセスのお話でございました。周りの大人によって心の底から育てられ支えられることがいじめ防止につながる、こういったような内容でございます。

子どもたちの規範意識の低下は、子どもたちの健やかな成長を促し、子どもたちを自立した社会人に育てるためには、見過ごすことのできない問題であるというふうに思います。

そこで、これも新聞に載っておりました。副市長も新聞に載ってございました。6月16日、教育をテーマにした市町村長サミットが実施されました。本市からも教育長、副市長、ご出席をされております。そのときに、こういう規範意識のことについても教育に関するテーマでいろいろとお話があったというふうに思いますけれども、ご出席をされた、その時に感じられたご所見等ございましたらお聞かせを願いたいと思います。教育長に。

西川議長 教育長。

大西教育長 先日、県の方は大きな課題になっております、今ご指摘いただきました規範意識の低下、このことにつきましては、特に県の知事の方も過去から非常に懸念をしておられて、これにつきましては県の教育力サミットということで市町村長の会議を、今回は教育問題をということで、私ども教育長も同席するというので出席させていただいた会議でございます。

その中で、なかなか規範意識を向上させるというのは非常に難しい県の課題だと、ここ数年結果を見ますと、非常に低位にあるという、なかなかこの状況が変わらないという、こういう、私どもは早くから県教育委員会を通してその情報は得ております。

その中で、それぞれの各市町村での取り組みということの情報交換もさせていただきました。なかなか一気にはいかない問題ですけれども、1つはその中で出ていたのは、教員を初めとする周りの大人の姿勢、だめなことはだめ、いけないことはいけないという、こういうことをきちっとしていくという、当たり前のことですけれども、そういう面に向けてまずは学校の教職員といえますか、教員の質をどう高めていくのかという、こういうことが1つ言われたように思っています。

ただ、あとまた、情報交換では、学校を核としながら地域、保護者、こういうものとの連携しながら、この規範意識をどういう、捉まえていくかという、これは今後さらにそれぞれの市町村で工夫しながら、この取り組みを充実させていかなくはないかなと、こういうことをお互い参加させていただいた者で確認させていただいたということでございます。

また私どもとしましても、後でまたお話しさせていただく機会があるかもわかりませんけ

れども、こういう会議を通して私どもの日々の学校の取り組みを点検しながら、規範意識の向上にさらなる取り組みを工夫、充実させていきたいという、会議を通しての感想を持たせていただきました。

以上でございます。

西川議長 増田君。

増田議員 ありがとうございます。現場の方の現状の話、後先になりましたけれども、現場の具体的な取り組みがございましたら、お聞かせを願いたいと思います。

西川議長 教育部長。

田中教育部長 ただいまの増田議員の、市の取り組みの状況でございます。まず、規範意識の醸成の方から説明の方をさせていただきます、取り組みの方に移らせていただきたいと思います。

平成26年度の全国学力学習状況調査の結果というのは8月中旬ごろに文部科学省から届く予定でございます、現時点ではそういう詳しい情報の方は持ち合わせておりません。

平成24年度、平成25年度に全小・中学校の対策として実施されました学習状況調査のうち、「学校の決まりを守っていますか」という設問の結果を見ますと、本市の場合、国・県と比べて小学校が高い状況にあるのに対しまして、中学校は芳しくございません。ここに本市教育の課題が見出されるわけでございます。この状態を、市教育委員会としましても重く受けとめまして、学校と一体となって規範意識向上に次のような取り組みの方を進めてまいります。

まず、市内全小・中学校及び幼稚園が日々の教育、保育活動で常に念頭に置くべき教育スローガンとしまして、幼稚園、小学校は「読書 あいさつ 忘れず運動」、中学校は「交わす挨拶 弛まぬ学び 体鍛えて 夢実現」を掲げております。いわゆる知徳体の3方面の能力や態度をバランスよく育成しようとする願いを込めたものでございますが、幼稚園から中学校まで、いずれの段階にも挨拶を入れております。元気に挨拶をすることは、基本的な生活習慣の中で最も重視すべきものであり、友達を初め他者とのコミュニケーションを図る糸口となります。さらに、挨拶は子どもたちに対する声かけ、コミュニケーションとも捉えております。幼稚園、学校でも子どもたちとの日常的なコミュニケーションを大切にし、褒めるべきところは十二分に褒める、叱るべきところはしっかりと叱るというように努め、それらの取り組みを通して自尊感情の向上や規範意識の確立に努めているところでございます。

2つ目が、道徳教育の充実にも力を注いでおるところでございます。平成24年度、平成25年度は、磐城小学校が市教育委員会の研究指定校として道徳教育に精力的に取り組み、昨年秋に本市で開催された奈良県道徳教育研究大会では、磐城小学校と白鳳中学校がともに全学級で授業公開をいたしました。これらを通して得られた成果は市内の園・校にも広く紹介され、市全体の道徳教育充実にも寄与しております。

3つ目が、規範意識の醸成を図ろうとするときに、学校教育だけでそれを実現することはもちろん容易ではございません。学校とともに家庭や地域のご理解、ご協力を得て初めて規範意識の醸成が図られるものと考えております。そのため、地域の教育力をいかに高めるかが重要となってまいります。

本市では平成23年度、平成24年度に市内全小・中学校が県の推進する学校地域連携事業に取り組み、平成25年度からは学校地域パートナーシップ事業として、地域や保護者のボランティアによる学校環境整備を軸とする活動に取り組んでおります。また、平成25年度末には新庄小学校に学校運営協議会が設置され、同校をコミュニティスクールに指定する中で、従来にも増して積極的に保護者や地域の皆様に学校教育にかかわっていただく仕組みを設けました。

以上、これら一連の取り組みは、学校教育力の向上に資するのはもちろんでございますが、地域の教育力を高める上で重要でございます。地域を挙げて子どもたちを見守り育てるという意識、そして子どもたちに積極的にかかわり、よりよい方向に地域を挙げて導こうとすること、これらが学校教育と一体となって子どもたちの規範意識向上を図るための両輪として機能していると考えております。

以上でございます。

西川議長 増田君。

増田議員 ありがとうございます。学校関係者の日ごろのご努力に感謝を申し上げたいと思います。

今ご説明いただきましたように、挨拶ですけれども、先日、私もあるところ、當麻庁舎の近くでございましたけれども、帰宅中の中学生の方とすれ違う場面がございました。そのときに、すごく爽やかな声でこんにちはという、こういう挨拶をいただきました。非常に地域全体が明るい雰囲気になるような、そういう感じを受けました。

今後とも、このような基本的な生活習慣の励行によって、人と人とのつながり、こういうものを深めていただき、いじめなどの発生のない学校教育に取り組んでいただきますようお願いをいたしたいというふうに思います。

私も、組織の人間として40年近くサラリーマン生活をしておりました。たくさんの上司なり部下なり同僚なりに会うこともできました。そんな中で、私自身理想とする部下、理想とする人材、こういうことを問われたときに、決まりや約束の守れる信頼のできる人材と、こういうふうに答えます。皆さんならどういうふうに思われますか。恐らく社会は学力以上に、規範意識の高い人材を求めているというふうに思います。

また、一番恐れるのは、いじめによる事故です。全国では、いじめによって尊い命を失う事例が発生しています。このような事故が発生しないよう、よろしくご指導をお願い申し上げます。

規範意識は、こういう教育は、小・中学生時代が一番重要とされています。しかし、先ほどありましたように、地域、家庭、学校と相互が連携しなくてはいけない教育であるというふうに感じました。お互いに譲り合うことなく、規範意識の高い子ども教育をお願い申し上げます。次の質問に入らせていただきます。

2点目でございます。農産物の地産地消と遊休農地の解消についてでございます。

まず、遊休農地についてお尋ねをします。本市における遊休農地の実態、それから対策につきましてお尋ねをいたします。河合部長、お願いいたします。

西川議長 河合産業観光部長。

河合産業観光部長 増田議員のご質問にお答えいたします。

本市におけます耕作放棄地の現状についてでございます。過去5年間の経緯を見ますと、解消の傾向にあるという状況でございます。本市の農地面積につきましては、平成25年度におきまして、田が763ヘクタール、畑が42ヘクタール、樹園地が15ヘクタール、その他9ヘクタールでございます。合計829ヘクタールとなっております。耕作放棄地になっておる農地面積につきましては、平成20年度におきまして田が12ヘクタール、畑が2.3ヘクタールの計14.3ヘクタールでございます。平成24年度におきましては田が9.9ヘクタール、畑が1.5ヘクタールの計11.4ヘクタール、また平成25年度におきましては田が9.5ヘクタール、畑が1.5ヘクタールの計11ヘクタールとなっております。

耕作の放棄地が年々減少いたしておりますのは、山麓地域におきまして桑や菜種などの栽培が盛んになってきたことや、農地・水保全管理支払交付金事業として市内16地区10協議会が耕作放棄地の解消と農業資源の保全に取り組んでいただいていることなども減少の要因であると思われておるところでございます。また、本市の農業委員会におきましても、農業委員みずからが率先をされまして、市内の遊休農地を解消し、解消された農地をモデルにして、農地の適正かつ効率的な利用の確保を行うよう広く市民にアピールすることを目的に、平成21年度より遊休農地の解消モデル事業に取り組んでいただいているところでございます。その実績といたしましては、平成21年度より平成25年度までの5カ年におきまして、太田地区ほか4地区の82アールにおきまして綿や里芋、もち米などが栽培されまして、11月のゆめフェスタin葛城におきまして、その成果を市民の方々に報告をいただいているところでございます。

しかしながら、耕作放棄地が減少している一方で、草刈りはしているけれども作付はされていないというような保全管理農地が増加していることが、本市の大きな課題でございます。今後、作付を推奨していくことが必要と考えておるところでございます。

以上でございます。

西川議長 増田君。

増田議員 ありがとうございます。

農地法の第2条、ここには、農地の権利を有する者は農地を適正かつ効率的に利用する責務を有する。責任があると、ちゃんと適正に管理する責任があると、こういうふうになっております。しかし、このような法律が農家の中に、農地を所有されている方の中にどれだけそういう存在の意識があるか、持たれているか、その意識づけの周知というものが求められるのではないかなど、こういうふうに思いますが、河合部長、いかがでございますか。

西川議長 産業観光部長。

河合産業観光部長 ただいま増田議員のお尋ねでございます。復唱させていただくわけでございますけれども、農地法の第2条の2でございます。農地について権利を有する者の責務として、農地において所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適切かつ効率的な利用を確保しなければならないとなっております。また、農地につきましては耕作の目的に供される土地と定義づけられておるとこ

ろでございます。

このことから、農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保できない場合は、農地法の第32条によりまして、農地が耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる場合は、農業委員会は所有者に対しその農地の農業上の利用の意向について調査を行うというようになっておるところでございます。

今後につきましては、適正に管理されていない農地につきましては、みずからが耕作する意思があるのか、また誰に預けるのかというようなことを調査をいたしまして、適正に今後対応を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

西川議長 増田君。

増田議員 ありがとうございます。

高齢者とか相続等で所有されている地権者の方にとりましては、なかなか適正かつ効率的な利用というものができない場合が多くあるというふうに思います。

農林水産省の調べによりますと、就業農家の遊休農地は減少しているのに対し、土地持ち非農家や自給的農家の耕作放棄地は増加し、全体の70%弱がこれらの農家によって占められていると、こういうふうに報告をされております。土地持ち非農家というのは、「非農家」と書いてあるんですけども、いろいろ調べましたら、土地持ち非農家、「非農家」という表現はしてますけども、線引きとしては10アール以下の農地を持っておられる農家の方を土地持ち非農家と、こういうふうに言うらしいです。小さい規模の農家ですね。自給的農家も、販売金額が何万円以下とか、そういう販売を目的としない農家のことをそういうふうに言うらしいです。非常に規模の小さい農家の遊休農地化が増加しておる、こういう報告でございます。

それでは、どのような方法で農地を適正かつ効率に利用を進めるかと、こういう方法でございます。私は、2つあるというふうに思います。簡単に2つ。1つは、そんなん言わんとみずから耕作しろよという、耕作を促す方法。もう一つは、つくれなかったら誰かに貸す。先ほど部長の説明がございました。貸し付ける。この2つかなというふうに思います。

1つ目のみずから耕作するということにつきましては、前回私の一般質問のところでお話をしましてご答弁をいただきました（仮称）大和かつらぎ就農塾、こういうものを開設を検討しておる、こういうご答弁をいただきました。非常にいいことだなと。先日、新聞にも載っておりましたけれども、広陵町もこういう同じような農家育成の、非常に規模の小さい農家を集めたそういう就農塾を開設したと、こういう記事が載っておりました。3月に一般質問させていただきまして3カ月しかたってございませぬけれども、その後の進捗状況につきまして、農地の利用促進策等も含めましてお尋ねをさせていただきます。

西川議長 産業観光部長。

河合産業観光部長 ただいま増田議員のお尋ねでございます。遊休農地の農地の有効活用ということについてのご質問でございます。

現在、耕作放棄地を解消された農用地につきましては、マルベリー梅室ファーム、また寺

口の寺口ファームの方々に山麓地域で桑や菜種、またキクイモなどが栽培され、また竹内の集落営農組合におきましては、水稲や里芋などの作付と、解消農地を有効活用し地権者にも大変喜ばれているところをごさいます、生産された農産物につきましては、ゆめフェスタ in 葛城などのイベントで販売され、市民の方々に大変好評を得ているところをごさいます。

また、葛城市の農政活性化推進協議会におきましては、これらの農地の有効活用ができる新たな担い手対策といたしまして、県にもご協力いただいて就農を希望する市民を対象とした、ただいま増田議員がおっしゃられました就農塾をごさいます。これにつきましては、まだ（仮称）大和かつらぎ就農塾という仮称をごさいます、それを開設しようという協議を行っていただいているところをごさいます。まだ案の状況をごさいます、就農を希望し閉講後もこれらの保全農地を活用し農業を続け、生産した農産物を（仮称）道の駅かつらぎに出荷できるようなマーケティング対策も行えるよう、システムづくりも含め今現在考案をいただいております。

以上をごさいます。

西川議長 増田君。

増田議員 ありがとうございます。就農塾につきましては、できるだけ早い時期に取り組みを進めていただきたいというふうに、くれぐれもお願いを申し上げておきます。

こういう活動につきましては、当然遊休農地解消策ということはもちろんではごさいます、多くの市民の方々も含めました消費者が求めている新鮮で安心でおいしい農産物、この提供ということにもつながってまいります。早急に着手していただきたいというふうにお願ひしておきます。

2つ目の方法の誰かに貸し付けをするということでもあります。多くの農地を所有されている方々にとっては、貸すことに対する不安があったり、戻ってこないとかそういうふうな貸し付けをされない理由がいろいろあるかというふうに思います。このようなことから、国は農地の貸し借りに対する新しい仕組みが進められておるといふふうにお伺いしておりますけれども、その内容につきましてお伺いをいたします。

西川議長 産業観光部長。

河合産業観光部長 ただいまの増田議員のお尋ねでございます。農地の中間管理事業の概要というふうなことでございまして、その事業についての質問であろうと思うわけでございます。

この農地の中間管理事業とは、10年後も安定的で力強い日本農業を合い言葉に、新しく創成された事業でございます。平成25年6月14日に閣議決定されまして、日本再興戦略に示された10年後に目指す姿の実現に向け、担い手への農地集積、集約化を推進し、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進めるため、都道府県ごとに農地中間管理事業を担う農地中間管理機構が設立をされることをごさいます。10年後に目指す姿の理念といたしましては、現在担い手が利用する農地面積が全農地の5割を、10年後には8割に、また40歳以下で新規就農をし定着する農業者を、現在の20万人を倍増の40万人に、法人経営体の拡大としまして、現在の1万2,500法人経営体を5万法人経営体とするものでございます。

また、農地の中間管理機構の機能といたしましては、出し手の農地を集約化して受け手へ

の貸し付けや、預かっている農地の管理、また農地の利用条件の改善など、農用地の利用の効率化とコストの削減によりまして農業経営体の競争力を強化するものでございます。

現在、国におきましてこの事業に対する要綱、要領等については整備をされておるわけでございますけれども、県におきましてはこの国の要綱、要領に基づきまして順次策定し、管理機構の設立が行われるというような状況となっておりますところでございます。

以上でございます。

西川議長 増田君。

増田議員 ありがとうございます。現状は地域で民民、要するに個人と個人が貸し借り、そういう方法から、公的機関の仲介によって安心して契約できる仕組み、こういうふうなイメージかなと。中間管理機構ですね。かなというふうに思われますけれども、この辺のところは、先ほどございました県が1つの東ね、公社で進められるということでございますので、県としっかり連携をしていただきまして、安心して貸せる農地の賃貸借、要するに農地の持つておる人とそれを利用する人、こういうものをはっきりと明確に分類されて、土地の持つておる人がつくる人に農地を貸す、こういう習慣が進んで、遊休農地が減少をすることをお願いをしておきたいというふうに思います。

次に、農産物の地産地消についてお尋ねをさせていただきます。

これは、遊休農地を使って農産物をつくったらええやないか、こういう流れのご質問でございますので、関連をしてございます。前回の一般質問でもご紹介をさせていただきました本市の農業生産でございますけれども、県下でも私はトップクラスであるというふうに思いますし、数字にもそういうものがあらわれておるといのご報告をさせていただきました。

しかし、市民の皆さんにとっては余り知られていないのかなと。私がそういうお話をするとき、「ああ、そうですか、すごいですね」とこういうふうな反応が多かったように感じました。つまり、地元には定着していない。地産地消が進んでいない、こういうことであるのかなと、こういうふうに思われます。

これは、ほとんどの農産物、伝統産地と言われている農産物につきましては、ご存じのとおり市場で非常に高い評価を受けております。大阪市場であつたり奈良市場であつたり、そういう大きな市場で流通をしておる農産物が葛城市には多くあつて、地元にはなかなか落ちてこないといひますか、消費されておらない、こういう流れかなというふうに思います。決まった流通形態ができ上がって、地元にお目にかからない、こういうふうなことかなと思います。

しかし、近年は市場における価格も非常に不安定である。そこに、流通経費、要するに輸送費が直接農家の所得に影響を与えておる、こういう現状でございます。今まで市場で出荷されておる専業農家の中にも、市場への流通から直売流通に変わられておる農家も非常に増加をしております。野菜につきましては、そういう市場の流通でございます。

一方、主要農産物と言われておる重要野菜、米、麦、生乳、酪農、このことにつきましては、特に大きな塊、小口流通しにくい流通になっておる。つまり、農家で生産されたこのような米、麦、生乳につきましては、JAなど決まった流通経路から大きな一次加工、米です

と搗精、精米、麦ですと精麦、生乳ですと殺菌処理、そういう一次処理をすることで消費者に届く仕組みになっておる。こういう一次処理の過程を通らないと、なかなか消費者に届かない、そういうことから、地元でできたものを地元で消費する、こういうことが進みにくい、こういう仕組みになっておるということでございますけれども、この年間安定的にまとまった量がありながら、地元での消費がなかなか進まない、こういったことにつきましては、対策が何か必要であるのかなというふうに思います。

この3品につきまして、担当部局にお伺いをしたいというふうに思います。

西川議長 産業観光部長。

河合産業観光部長 ただいま増田議員のご質問でございます。本市の主要の農産物でございます。水稲、また麦、牛乳におけます地産地消についてでございます。

水稲につきましては、平成25年度産で442ヘクタール作付をされておまして、生産高は約2,290トンでございます。

牛乳におきましては589頭の乳牛が飼育されておまして、牛乳は年間約4,190トンの生産量となっておりますのでございます。

小麦につきましては、大畑の集落営農組合で6.45ヘクタールの作付でございまして、生産高は約10トンとなっておりますのでございまして、品種につきましても「きぬいろは」から奈良県の特産でございますそうめんに適した品種でございます「ふくはるか」に品種を変更されているというような状況となっておりますのでございます。

今後、この主要の3品目を地産地消としてマーケティングしていくといたしますと、この3品目は必ず一次加工しなければならないという農畜産物でございますので、消費者にとって安全・安心な食材であるがための品質管理を徹底していく必要がございます。米なら白米に、小麦なら精麦に、原乳なら殺菌加工にと、この過程における品質管理の徹底が地産地消にとって必要なものと考えておるところでございまして、今後それにかかわりましての対策等につきましては、しっかりとまた取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

西川議長 増田君。

増田議員 ありがとうございます。しっかりとその辺のところも地産地消進めるといふ意気込みで取り組みの方、よろしく願いしておきます。

もっと多くの市民の皆さんに、地元の新鮮な安全な農産物を提供する仕組みというものが必要になってくるというふうに思いますけれども、お隣の富田林市、南河内地区といますので富田林市の一部の東部に当たるかというふうに思います。そこでは、地元の住民の需要、非常に都市化も進んでおりますので、非常に地元野菜、農産物の需要が高いということで、平成15年、もう10年前になりますけれども、もう既に直売所が100カ所を超えておる、こういう報告がございます。本市においては数カ所でございます。3カ所、4カ所といった状況でございます。それでも多過ぎるのではないかと、こういうふうな意見もございますけれども、わたしはまだまだ需要に見合う直売所の状況ではないと、こういうふうに思います。需要に見合う農産物の生産、それから平成28年オープン予定の農産物直売所完成、これに向か

って、両面に向かって、生産と直売所両面に向かってご努力をいただきますようお願いしたいというふうに思います。

特に、先ほどの3品につきましては、説明のとおり一次加工処理、こういうことが必要な品目でございます。それがないとなかなか、直売所で酪農家が絞った乳を直売所で販売する、こんな簡単なものではございません。大畑でとれた小麦をそのまま袋に入れて消費者に届け、でも、麦飯に食べる以外粉にする必要があるとかいった、いろいろな加工が必要になってくるというふうなこともございます。そういうような点につきましても、新たな直売所でどのように扱うのか、この辺のところもしっかりとご検討をいただきたいと、こういうふうに思います。

地産地消のことでもう一つ、重要な取り組み、需要がございます。それは、学校給食でございます。第2次食育推進基本計画の中では、地場産物を使用する割合を平成27年度までに30%以上、これを目指すとしております。現状の地場産物の使用割合につきまして、お尋ねをいたします。

西川議長 田中教育部長。

田中教育部長 ただいま増田議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在の地場産の学校給食における材料の使用率でございます。平成23年度、平成24年度秋期におけます地場産使用野菜は、両年度、葉ネギにつきましては100%市内産でございまして、ほかに主なものとしてタマネギ、キュウリ、ナス、大根、ジャガイモ等でございます。平成23年度使用割合は、新庄学校給食センターでは9.5%、當麻学校給食センターでは12.1%となっております。平成24年度につきましては、新庄学校給食センターで6.8%、當麻学校給食センターでは10.1%となっております。その他、市内産として、鶏卵は市内養鶏場から購入をしております。県内産として米は学校給食会を通してヒノヒカリを購入しており、デザート類の柿、イチゴも県内産となっております。県内産を含めました使用割合は、両学校給食センターをあわせて平成23年度重量ベースで45.57%、購入金額ベースでは52.45%となっております。平成24年度につきましては、重量ベースで45.06%、購入金額ベースで55.08%となっております。

以上でございます。

西川議長 増田君。

増田議員 県全体の数字を言われますと50%ということで、クリアかなというように思いますけれども、ここでは地場産物ということで、私は市内の使用率についてももう少し高い数字に改善をしていただきたい、こういうふうに思いますが、今後の取り組みにつきましてお伺いをさせていただきます。

西川議長 教育部長。

田中教育部長 今後の地産地消の取り組み、それと食材利用の拡大についてのお答えでございます。

今後、地元産食材の学校給食への利用拡大につきましては、まず現状では地元産の利用を困難にしております要因として、食材の量や品目数を含めた品ぞろえと規格及び価格の問題があると思われま。さらに、課題となっております夏場の野菜類の供給確保と年間を

通した安定供給の問題がございます。しかしながら、これらの課題につきましては、克服できるものにつきましてはその対応策等を検討しながら、少しでも地元産の食材の利用拡大を図っていきたいと考えております。

地産地消につきましては、今まで述べましたことを含め、地元で生産されています農産物を調査し、生産農家、地元の農協、市の農政部局等との連携及び生産組合の立ち上げ等、地産地消ネットワークを構築していくことが必要であると考えております。また、現在検討されています新道の駅の中で整備される、市内農産物の直売所等との連携、また農産物生産農家への働きかけをしながら、学校給食への地場産品の導入や利用拡大を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

西川議長 増田君。

増田議員 学校給食における地場産業の利用に関する取り組みでございますけれども、現状の既存の農産物があるかどうかということではございません。どのようなものが年間どれだけ必要か、どんな品質のものが必要か、年間推定需要量等を算出をしていただく。それを、農家にいろいろご提案をいただきまして、需要に応じた栽培の取り組み、こういうふうな仕組みが必要ではないかなというふうに思います。

このような事例は、全国でもたくさん優良事例がございます。先日田中部長にも一部資料をお渡ししたところでございまして、ぜひともそういったような学校給食生産部会的な農家のグループを結成していただいて、安定的に供給のできる仕組み、とりあえずあるものを使うではなしに、計画的な生産に基づいた需要量の確保というものを進めていただきたいというふうに思います。

市長も、学校給食のことにつきましてはいろいろと、忍海酪農の総会等の場所におきましても前向きにご検討いただいておりますというふうにも伺っております。先ほどございました一次加工について、何らかの仕組みが必要でないかなというふうにも思われます。若干のコスト高ということも伴いますが、特に牛乳につきましては、安倍政権の成長戦略の中でも酪農の成長産業化と、こういったことで取り組みが行われております。具体的には、原則でございますけれども、今までの全量委託販売の仕組み、この辺の生乳ですと近畿生乳販連、こういう近畿の生乳をまとめて委託販売する組織でございますけれども、そういったところにまとめて販売する仕組みを見直して、酪農家が直接販売できる仕組みが可能になったということも聞かせていただいております。遊休農地、それから地産地消、このことにつきましてもいろいろと市長のお考えがあるかと思っておりますけれども、お聞かせを願いたいと思います。

西川議長 市長。

山下市長 増田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、一次加工が必要な米、麦、牛乳、生乳の中で、特に牛乳について市長はどう考えるのかということでございますけれども、私が市長になったのが平成20年11月でございます。このころ、忍海酪農組合の中には14軒の農家がいらっしゃいましたけれども、今年その組合に行かせていただきますと、もう9軒になっておりました。この5年間、6年間で5軒の酪

農家が廃業という形になったわけでございます。当然、我々も新しい道の駅であるとか農業の農産物をいかに世に知らしめ、自分たちのつくったものをより高く買ってもらえるシステムをつくっていくのかという思いで、今まで検討させていただいてきておりますけれども、お互いの覚悟が必要なんだろうなというふうに思っております。跡継ぎをどうしていくんだ、行政が後押しをさせていただきながら、安定供給をしていくシステムをつくらせていただいても、それを受け継いでいくのかどうかという覚悟もやはり必要なんだろうなというふうに思います。これから、組合の皆さん方としっかりと相談をし、また、どこに向かっていきたいのかということをお互いに意見を出し合いながら進めていかなければならない、その中で、農家の方々がこういうふうにしていきたいという意見を最大限に尊重させていただきながら進めてまいりたいなというふうに思っております。

また、耕作放棄地のお話もいただきましたけれども、国がやっております中間管理事業、これにつきましても県が主体的にやって浸透するというふうにはなかなかやっぱり思えないので、そこで必要になってくる、農家の皆さんが安心して預けることができるのはやはり行政とJA、農協なんだろうなというふうに思っております。この2つがしっかりと手を組んで、農家の皆さん方が安心して預けられるシステムを構築していくこと、そして法人にそれを貸し出しをしていけるようなシステムを構築をしていくことが、葛城市の遊休農地、耕作放棄地を減らしていくために必要なことだろうと思っております。いろいろと長年の、40年近くにわたる経験をお持ちの議員ですから、さまざまな立場からご意見を頂戴をし、それを活用していけるようにまた行政の方も頑張ってもらいたいと思っておりますので、これからはさまざまなご提言、よろしくお願いを申し上げます。

西川議長 増田君。

増田議員 ありがとうございます。特に、生乳につきましては具体的に可能な限り学校給食、直売所等の利用にも進めていきたい、こういうふうに思います。

新たに給食センターが平成27年にオープンいたします。新しい給食センターができて、建物と食器だけが新しくなったというようなことのないように。また新道の駅が平成28年オープン予定でございます。地元農産物が十分提供できるように、おのおのが地産地消の取り組み、十分発揮をしていきながら、地産地消運動を進めていただきたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

西川議長 これで、増田順弘君の発言を終結いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時30分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ご報告を申し上げます。先ほど吉武昭博君から議員辞職願が提出されました。議員の辞職につきましては、地方自治法第126条の規定により、議会開会中は議会の許可が必要となっていることから、その取扱いについて先ほど本会議休憩中に議会運営委員会を開催願ひ、協

議いただいておりますので、会議の概要を議会運営委員長よりご報告を願います。

12番、赤井佐太郎君。

赤井議会運営委員長 本定例会の会期中に議員辞職願が提出されたことを受けまして、先ほど休憩中に議会運営委員会を開催し、その取扱いについて慎重に協議いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

本件についての審議方法につきましては、葛城市議会会議規則第147条第2項の規定により、議員の辞職は討論を用いないで会議に諮って許可するかどうかを決定するとなっていることから、まずこの後、議事日程第2号の追加1として、本日の日程に追加いただきます。そして、一般質問の日程を一旦中止し、直ちに追加日程第1として議員の辞職についてを議長発議で議題とし、事務局長より辞職願の内容を朗読した後、本件を許可するかどうかの採決をいたします。そして、その採決終了後、再び議事日程第2号に戻り、引き続き一般質問を行います。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

西川議長 お諮りします。議員の辞職については、ただいまの運営委員長からの報告のとおり、お手元に配付しております議事日程第2号の追加1を日程に追加し、一般質問の日程を一旦中止して、直ちに審議を行うことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議員の辞職については、議事日程第2号の追加1を日程に追加し、一般質問の日程を一旦中止して直ちに審議することに決定いたしました。

追加日程第1、議員の辞職についてを議題といたします。

吉武昭博君の議員辞職願を事務局長に朗読させます。

事務局長。

寺田事務局長 辞職願。一身上の都合により、本日限りで議員を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。平成26年6月20日。葛城市議会議長西川弥三郎様。葛城市議会議員吉武昭博。

以上でございます。

西川議長 お諮りいたします。吉武昭博君の議員辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、吉武昭博君の議員辞職を許可することに決定いたしました。

それでは、中止しておりました日程を継続し、引き続き日程第1、一般質問を行います。

9番、藤井本浩君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

9番、藤井本浩君。

藤井本議員 それでは、私の一般質問を始めさせていただきます。私の質問は、今現在あります市政の問題、また課題について、市とまた市民とが共有する必要性ということについてお尋ねをいたします。お尋ねするのはこういうことでございます。それに対しまして、市民に問う、また市民と問題点を共有するという必要性、またその考え方について、次の3つの事業について例に出し質問をさせていただきたいと思っております。1つは小・中学校の普通教室へのエア

コン設置であります。2つ目に、新クリーンセンター建設を入れたいと思います。3つ目に、新道の駅についてお尋ねをいたしたいと思いますので、一問一答方式で質問席より行わせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 それでは、今申し上げましたように、市と市民とが共有しなければならない課題とかについてはそういうことで解決をしていかなければならないという観点からの質問でございますので、細かいことも聞きますが、言おうとしていることということについてはご理解を賜りたいというふうに思います。

まず1番目、小・中学校の普通教室へのエアコン設置についてをお尋ねをいたします。

私はこの問題に非常にこだわって、この議会の中でも3年前から話をしてまいりました。質問をしてまいりました。3年前というと、藤井本議員は何を言うとんねやと、何を子どもたちを甘やかすようなことを言うとんのちゃうか、こういうご意見を同僚議員からも議会の中でもあったように記憶しております。しかし、この3年間、徐々にその理解を得てまいりました。市民からの要望も強くなってきたように感じております。

昨年の改選後12月議会で、私の一般質問の中でこのことについても触れました。市長の答弁についても、私は何度も小・中学校の教室環境の改善、いわゆるクーラーの設置を申し上げてきましたが、そのたびに市長の答弁も一歩進んだということ、私が評価をして申し上げた記憶がございます。

そこで、質問に入らせていただきます。さきの約半年前の12月議会で、学校へのエアコン設置と、もう一つ、窓ガラスの事故防止のための対策ということについて質問をさせていただきました。その質問でお答えもいいお答えを両方ももいただいていたところですが、結果、平成26年度の当初予算で窓ガラスの事故防止、強化ガラスを大規模改造事業に入れ込まれた。採用していただいた。これについては、こうやって一般質問したことが反映されるということについて、市長にも、また関係教育委員会の皆さん方にも感謝をしておるところでございます。

しかし、今具体的に申し上げますと、當麻小学校でこの大規模改造事業というのが行われております。この大規模改造事業の交付金の中に、学校施設環境改善交付金、国からの3分の1の補助があるわけですが、エアコン設置についてもその大規模改造工事の事業の中にメニューとして含まれている。私が言いたいのは、今當麻小学校で行われております大規模改造事業、これの中で窓ガラスの強化ガラス、窓ガラス事故対策については含まれた、エアコンについては見送られた、こういう結果になっておるわけでございますけれども、12月以降、それ以降の経過についてまずお答えを求めたいと思います。

西川議長 田中教育部長。

田中教育部長 ただいまの藤井本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

小・中学校の普通教室のエアコンの設置の、今までの教育委員会の考え方と経緯でございます。最近の気候の変化に伴いまして、夏の暑さには大変厳しいものがございます。このことによりまして、学校での生活環境についてもますます変わりつつありますことが考えられ

まして、また家庭でのエアコンの使用や子どもの体力の変化などによりまして、子どもたちの学校生活にはさまざまなところで変化が生じている現状があることは、十分認識をしております。

このことから、教育委員会といたしましても、学校の生活環境の改善と子どもたちの健康管理を整える手段としまして、平成23年度に普通教室にそれぞれ2台の扇風機を設置をいたしましたところ、教室の空気が流れることによりまして、扇風機のないときに比べて快適性が向上いたしました。

ところで、市内小・中学校の全ての普通教室にエアコンの設置をするとなりますと、やはり多額の費用が必要になってまいります。また、設置後に電気代や修理費用等のランニングコストについても、大きな課題となってくると考えております。

このようなことから、小・中学校の普通教室へのエアコンの設置につきましては、耐震化事業と同様に多額の費用を要することが考えられますので、今後は検討を重ねていかねばならないと考えております。

以上でございます。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 多額の費用がかかるので、窓ガラスは採用していただいたけれどもエアコンは先に送る、こういうお答えでございました。多額の費用がかかるとというお話がありましたけれども、私はこの件について何度も質問させていただいておる。たしか平成24年3月議会だったと記憶をしておりますけれども、市長の方から小・中学校に全部エアコンを入れますと4億円ほどかかるんだと、電気代もかなりかかる、電気代はそのころと今と変わりますから言いませんけれども、その4億円はどこから積算されたのかわからないけれども、多額の費用というのは4億円という頭でいいのかどうか、答弁を求めます。

西川議長 教育部長。

田中教育部長 ただいまの議員のご質問にお答えさせていただきます。

平成24年当時の、その当時の費用としましては4億円というふうに答えさせていただいたと思うんですが、その後諸物価の高騰、消費税の高騰等ございまして、設計費、諸経費を含みまして、今のところ約6億円という形になっておるわけでございます。その中には、やはり電気代等ランニングコストは含まないということで、それを含まますとかなりの費用がかかってまいることになると思います。

以上でございます。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 費用については6億円、小・中学校に全部入れたら6億円かかるんだと、これが、国からの学校施設環境改善交付金の3分の1の補助があるので、6億円の3分の2がかかる、4億円の費用が要りますよと、こういう話ですね。よくわかりました。

ここに、文部科学省も最近やはり力を入れてるんです。私は文部科学省とかいろいろなところに電話したり聞くのが好きですから、この前も聞いてました。

平成26年4月現在、調査をしました、その結果が出ましたという話を聞きましたので、そ

れについてここでお話をさせていただきたいというふうに思います。

文部科学省が行った平成26年4月1日現在の小・中学校のエアコンの設備設置率、これは幾らかというと、小・中学校で、全国で32.8%の全国の学校でエアコンがもう既に設置されているということです。3年前に同じ調査をされたそうです。3年前に調査をしたときは16%というのが、文部科学省の調査で出てます。この3年間で倍になったわけです。それだけ、やはり異常気象と記録的猛暑とか言われるようなものが、もう国民の中で、また市民の中で浸透してきているということが、文部科学省の調査結果から出ております。

ちょうど葛城市は合併して10年になりますけれども、平成16年8月というときの数字も出されてます。このときだと6%です。だからそのとき10年前に比べたら、5倍の全国の小・中学校の普通教室にエアコンが設置されている。こういった状況というのを知っておられるのか、それは別として質問しませんけれども、そういうところを鑑みてお考えをいただきたいと思います。

かつ、この文部科学省の調査によりますと、都道府県別の設置率も出されております。近畿地方で、奈良県だけが10%を割っております。6.1%。京都府が68%、大阪府が50%近い48%、滋賀県も50%、和歌山県も20%。これだけもうだんだんと増えていっているわけです。3年間で倍だから、この3年すると、今の30%が60%には行くかどうかかわからないけれども、私は全国でもう3年後には約50%ぐらいの小・中学校でエアコンが設置されているだろうというふうに予測もしております。また、今の現状というのを予測しながら、3年前からお話をしてきたことも、自分でも思い出しておるところでございます。

ここで、やってくださいとか、いやお金がかかりますねんということも大事ですけども、こういった問題、今申し上げたような問題を市民の全体としての課題にすべきではないかなというふうに思います。小・中学校の子どもさんを持たれるお父さん、お母さんの考え方もあるでしょう。また昔ながらにこの地で育ってきた方の考え方もあるでしょう。それは変わってきているのは事実ですけども、今どのように変わってきているのかということ調べることが、今ここへ来てあるかというふうに思います。

もう一つは、私は旧の新庄町も旧の當麻町も、教育にはかなり力を入れきた、そんなまちやというふうに自負をしております。どんなことにおいても、全国で3割も4割も進んだことは、葛城市では既にもうやっていますよというのが当たり前で、私もこの地しか知りませんが、当たり前で来ました。遅れることなく。このままでいってしまうと、全国に非常におくれる。もう全国で半分ついているのに、葛城市はまだついてないねん、こういう状況も招きかねないことが予想されるわけでございます。

そういったところで、教育のまちということも鑑みながら、今申し上げたような情報提供をして、市民やPTAの皆さんに問うとか、意見を収集して、市民の思いというものがどうなっているか確かめる必要があると思います。

本格的な調査検討を開始すべきと思われますが、ご所見を求めておきたい。それでこの件は終わりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

西川議長 市長。

山下市長 アンケート等をやるつもりはございません。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 アンケートをしてくださいと言ってるのではないんです。どこにもアンケートのことなんて書いてもないし、市民と一緒に考えてみませんか、このように申し上げているわけです。

市民と一緒に考えてないと、こういうふうを受けとめていいのか、もう一度。アンケートしていただいて、私1個も何も言うてないんやから、市民と一緒にこのことについては考えないというのやったら、それはそれで私は次へ行きますから、もう一度答弁ください。

西川議長 市長。

山下市長 いろいろと大字懇談会、また市民からメールをいただいたり、また投書をいただくようなシステム等とらせていただいておりますし、各PTAの役員やいろいろな方々と意見交換をする機会も設けております。そういう中で、ご意見を集約をさせていただき、また教育委員会から上がってきたことに関して、3カ月に1度ヒアリングも行っております。それを通じて、考えていきたいと思っております。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 この件については、もう質問はしません。答弁は求めませんが、先ほど言ってるように、本当に言葉として残しておいていただきたいのは、葛城市教育というのはほかに遅れはとってなかったんやと、このことは思っておいていただきたい。後を追うていくような教育のまちではなかったんやから、そこをしっかりと頭に入れて、大字懇談会との話もする、また意見も集約するということですので、それをお願いをして次に参りたいと思います。

次に、新クリーンセンター、今新たに新しく両町のクリーンセンターを統合してつくろうとしております。進んでおります。新クリーンセンターについて、お尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

まず、この非常に難しい自然公園法等の問題で、担当職員、これに携わっている職員の皆さん方にご苦勞をかけておるという認識は私も持っております。簡単に今までの経緯というものについて、まずお聞かせいただきたい、このように思います。

西川議長 芳野市民生活部長。

芳野市民生活部長 ただいまの藤井本議員の質問でございます。現在の進捗状況を報告いたします。

新クリーンセンター建設整備事業につきましては、新市建設計画画面上において5つの基本方針のうち、生活環境の整備に位置づけられている事業でございます。衛生環境の充実を図るため、主要事業に掲げられておりますごみの分別収集の徹底化、ごみの減量化とリサイクルの推進を図るためにも必要な事業でございます。

また、一般廃棄物の処理は、市町村の責務として行わなければならない義務的な事業でもございます。

事業内容といたしましては、旧當麻クリーンセンター跡地に日量50トンの焼却処理できる施設の建設と、旧リサイクルセンターを解体し焼却施設に併設するとともに、別棟といたしまして管理棟を整備するものでございます。

施設は金剛生駒紀泉国定公園内にあることから、景観や環境に配慮した設計となりました。現在の進捗ですが、施設までの道路は既設の4メートルから7メートルに拡張し、一部新設しております。工事車両につきまして通行できますが、全面完成には至っておりません。

敷地造成ですが、本年1月に自然公園法に基づく造成の許可をいただきまして、3月には工作物に係る建築確認許可を取得いたし、敷地内の伐採、既存工作物の撤去が終了し、造成段階に入っております。今後は、建築物の自然公園法の許可、その後建築物の建築確認許可取得を得まして、建築工事に入ってまいりたいと考えております。

以上です。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 経緯を聞かせていただいて、ご苦労さまです。

次に、今おっしゃったように當麻クリーンセンター跡地に建設をされる計画で進んでいるわけです。當麻区においても反対もあるわけですが、この當麻というものに対しての思いとか考えについて、部長自身どのようにお取り組みの中で、どう思って取り組んでおられているかということについて、お尋ねしたいと思います。

西川議長 市民生活部長。

芳野市民生活部長 建設地の大字當麻、当然裁判の関係もありましたので反対されている方もおりますので、そのあたりのお話をさせていただきたいと思います。

大字當麻には當麻クリーンセンターでの建替えの依頼を平成22年4月に正式に申し入れをいたしまして、その年の9月には大字協議会において建設受け入れの賛否を多数決でとられ、賛成多数で決められた経緯がございます。

その間には、理事者は建設に反対されている住民の方に幾度となく話し合いをし、またその後も話し合いの場を持ち、進めてまいりました。

ごみ焼却施設は住民にとって嫌われる施設の1つでございます。計画地が市内のどこの大字であろうが、100%住民が賛成していただけるものとも考えにくいところでございます。大字當麻の了承をいただき、そこで決定した限り、反対されている方の意見も十分に反映させていただきながら、周囲の景観と環境に配慮した設計を現在行いました。それは、当初のプラントメーカーの設計提案よりも大幅に見直した結果になっております。そのあたりも考慮していただければありがたいと思っております。

以上でございます。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 そのあたりも考慮していただければありがたいと、私は何もお聞かせ願っているだけで、そういうことをお尋ねしているのではない。

しかし、今となってみると、裁判になっているのも事実でございます。この裁判というのは、行方を見守らなければならないと、このように思っておりますので、今後の行方についてはここで触れないようにしたいと思います。

私は、課題や問題が起きたときにもっとみんなで考えようよというのが、今回の質問をさせてもらっている意図でもあり、内容でございます。

ここで、きょうはかなり時間に余裕もございますので、1問しか出してませんから、ここに『地方自治を問いなおす』という、地方自治の本がございます。これを、遠回りになるかわからないですけども、ひとつご紹介をさせていただきたいというふうに思います。

どんなことが載っているか、まず1つ2つお話をさせてもらいます。例えば広島県にあるあるまちで、港の景観、これは国立公園になってるんですけども、このまちに橋をかけるということで、開発か保全かということが長年にわたって対立してきた。これがなかなか解決できるすべがなかった。ここで、この地域というのは世界の中の地域という考え方で、外国人に来ていただいて、この環境を見てここに橋がええのかどうか外国人に意見をもらおうということで、外国人から見た観光まちづくり、世界の中のここだという観念からやられてきた。住民と一緒にあって、そういう意見も聞きながら取り組んでこられた。これが、やはり景観を壊すということに相成って、橋が中止されてトンネルとなって、今はトンネルに変わったという事例とかが載っております。

また、葛城市でも当時山下市長と議員時代にお話をしながら進めてきた青色パトロールカーのことも載っている。これは四日市市の方で当初始められたそうです。市民の自主防犯という観点から、車に乗ってまちを、子どもたち、また防犯のために回ろうと。しかし、徐行運転をしなければならない。徐行をしていますと、逆に車で徐行していると不審者と思われる。だから、その中の住民の方は、それだったらわかりやすいように青色回転灯をつけようということで提案をされました。しかし、そんなことは道路法、また警察の方で注意をされた。自主防犯というものは自粛するようになった。そしたらまた犯罪がふえた。こういう経過で、このまちの市民の方が一生懸命国や警察に訴えてこられた。そして2004年、ちょうど今から10年前に国交省と警察庁が協議をして認可をされた。約10年前の話。そのころ、青色パトロールカーが、制度ができたよということで、私も当時の教育長にこういうことを導入していきましようと言ったことも今記憶にしておるんですけども、そういった市民と一緒にまちづくりをやっていきましようということが載ってるんです、この本には。

ここで、それなら藤井本はなぜこんなことを、この本のことをここで出すのかということについて、お話をさせてもらいたいと思います。

この本はどちらかというと、市民と一緒にあってやったまちづくりの成果というものが記されている。しかし、そうではない、間違ったまちづくりをしているまちがある。奈良県葛城市にあるんだと載ってる。耳の痛いお話になるかと思います。私も耳が痛い。葛城市はこんなまちづくりをやってるねんというのが本に掲載されて、私も耳が痛いんですよ。しかし、紹介します。

奈良県葛城市では、行政による利害調整がうまく機能せず、地域住民が市と県を相手に訴訟を起こす事態になっている。かいつまんで、全部読みませんから、かいつまんでそのお話をさせてもらいます。候補地決定に至るプロセスが不透明なものであることが住民の怒りを招き、問題を複雑化させている。何点か、もう少し話をさせてもらいたいと思います。廃棄物処理という問題は、時に地域に紛争をもたらす。ごみ処理場の建設をめぐる問題がその典型である。奈良県葛城市もまさに今このような問題に直面している地域である。葛城市では、

ごみ焼却場の建替えをめぐり、地域住民が市と県を相手に訴訟を起こすまでの事態となっている。司法解決に頼らざるを得ないということは、行政による利害調整がうまく機能していないということでもあるし、住民相互間の利害調整がうまく機能していないということでもある。このようなことが、この本に載せられています。

さらに、このケースの場合、一旦計画を白紙に戻した上で、改めて何らかの公正な手続をとり直し、それでもって分配的公正を実現するというような手段をとらなければ、この問題を根本的に解決することは難しいであろうというふうなことも載っております。

あと、2点ぐらいお話もさせていただきます。

広報かつらぎについても触れられております。広報かつらぎのように、できるだけ無難な情報だけを流そうとするのは、事を荒立てないように見えて実際に問題の解決をより困難にしまった可能性がある。お知らせ広報というよりも、政策広報に行くことが必要である。

最後にします。こういった事態について、ここまで事を荒立てまいと、住民を問題から遠ざけてしまった行政の姿勢がこうなったのであろう。情報を出し惜しんだため、問題の解決が難しくなってしまうのは、迷惑施設問題に関する多くの事例に共通に見られる現象である。

10ページぐらいに載って、このレベルですけれども、かいつまんで話をさせていただきました。大体の予測も、皆さん方、理事者の方ですので、これは知っておられるのか、大体の見当がついているのかわからないですけれども、私もこんなを見てびっくりしましたので、問い合わせもしました。この本が関西の有名大学の講義でも使われている。関関何何というような、そのレベルの大学で使われているわけです。こんな本に載ってるよというより、私もこの中の行政に携わる者の1人として、思いもあります。ただこれが全て正しいというものはございませんので、これをもとに質問を進めさせていただきたいと思います。

このような指摘もある。あくまでこの本ですけれども、このような環境下の中で、このまま進んでいいのか。確かに手続とか事務的上は問題ないというのはよく理解しております。しかしながら、地元だけでなく市全体としての議論、言いかえてみると、ごみを受ける地域だけとの話は確かにされてるんですけれども、ごみを出す人、正直言って私も大字新庄に住まいをしておりますけれども、今當麻でクリーンセンターの問題という意図というのを知っておられる方、非常に少ないです。先ほどの話をとるようですけど、増田議員の一般質問があって、葛城市の農業のことについて市民は余りにも知らないというようなご指摘もされたようすけれども、こういったことについても情報を提供しないと知らない、傍観者、ただ見ているだけということになっているわけでございます。ここでつくることのメリットとかデメリットは何なのかということすらわかっていない。だからこういう形で本に載せられる。私は本当に情けないのは、葛城市でも一生懸命勉強もして大学も行かれた、授業で今の本の内容のようなことが出てきたら、これは誰しもがよく思わない。そこでひとつ立ちどまる必要があって、今申し上げているように市民全体の問題だと、この本は、白紙にしると、こうなっているわけすけれども、市民全体の課題問題として取り扱って、もう少し検討、理解を求めていく、いろいろな方法があるかと思えます。今、細かい大字當麻や周辺、竹内、ここだけの問題ではない、全体の問題なんだと、この部分については欠けている感がある。こ

こでもご指摘があるように、広報でも知らされているのは事実ですけれども、お知らせ広報になっていて、問題はこういう問題がありますということは知らされていない。市民的な課題ということ提起する必要があると思いますが、ご所見を求めておきたいというふうに思います。

西川議長 市長。

山下市長 藤井本議員がいろいろとご指摘をいただいておりますところ、ものにはいろいろな見方があるねんというふうに思います。このクリーンセンター建設に当たっては、藤井本議員はあるときはいらっしやいませんでしたけれども、この改選前、全議員が意見書を県の方に建設をするべしということで、ここにいらっしやる期数が多い、2期以上の方々全員ご賛同いただいて、建築するべしというところでご理解をいただき、県に対しても早く許可をしてくださいということをお願いしたという経緯がございます。

どこまでの情報を住民と共有するべきなのかということは、恐らく藤井本議員と私では大きな隔りがあるのだろうというふうに思っております。住民にいろいろな情報、本の中では私が情報を隠しているかのような表現をされておまして、それが正式に書かれる、どういう取材に基づいて書かれているものなのかわかりませんが、その著者に対しては申し入れはしたいというふうには思っております。一方的な、私に対して何ら取材せずに、一方的に書き上げられているものですから、非常に不愉快な思いはいたしておりますけれども、さて、先ほど私が議員と一緒に意見書採択をし、県に対して、知事に対して要望書、意見書を出させていただいたということを言っております。なぜ、そんなことを言っておるのかというと、私が全市民の意見を聞くわけにはいかない、では誰とその意見調整をしていくねんとか、これを進めていくべきかどうかということ議論していくのかということ、まさに今この目の前にいらっしやる議員方です。葛城市は15名の議員が市民から選ばれて出ていらっしやっているわけですから、それぞれ、藤井本議員も支持者がいらっしやいますし、そのほかの議員もそれぞれの支持者がいらっしやるわけでございます。その皆さん方の意見を背負ってこちらに出ていらっしやっているわけでございますから、その方々と市がこういうふうな方針でやっていきたいということを議論させていただき、進めさせていただいているのが議会制民主主義なんだろうというふうに思っております。

ある島のお話とか広島のあるまちのお話とかされましたけれども、先ほど芳野部長が答弁をいたしましたように、市にとりましてごみ焼却場の建設、ごみの処理というのは責務であります。責務であります。任意ではございません。責務でございます。責務でございますから、それをいかにしていくのかということを考えていくのが、行政を預かる者として考えていかなければならないこととございますし、当時私が市長になりましたから、新庄クリーンセンター、當麻クリーンセンター両方あって、どちらにしていくのかということもしっかりと議論させていただき、當麻クリーンセンターを選ばせていただくときには、地元の住民の皆さん方に何度も何度も話し合いの機会を持たせていただきながら、ここで建設できるのか、地質的にできるのか、また環境的にできるのかも含めて、また、反対される皆さん方の心配ごとというのは何なのかということアンケートやまた直接対話を通じて意見集約をさせて

いただいて、進めさせていただいているというふうに思っております。

また、その都度その都度内容を議会でご報告をさせていただいておりますけれども、またそれも議事録として市役所のホームページやまた広報等でも載せさせていただいております。どのような形で市民の皆さん方のところにすべからくその情報一言一句を披瀝せよということなのかわからないですけれども、できる範囲の中で葛城市の情報公開、環境調査の公開も全てさせていただいていると思っております。ですから、どのような形で藤井本議員がもっと議論せよというふうにおっしゃっているのか、それをすることによって、ではどれだけの時間、今決められた合併特例債を使ってやっていく、また国からの補助金をいただいてやっていく、それも算段をしておっしゃっていただいているんだと思いますけれども、そのあたりもう少し詳しく教えていただければ幸いかなと思います。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 詳しくお答えいただいております。

まずこの本について抗議をすると、このようにおっしゃっています。私も、議会で取り上げさせてもらいますということは申し上げておりますので、ぜひ抗議をしていただいたらと、このように思います。

それと、住民と一緒にやっていくというのを、市長と私とではかなり隔たりがあるなという事は、市長の方から申し上げられました。まさに、私もそのように、そうだというふうに思います。今、私も質問の中で言うように、議会制民主主義の中で、質問の中で言いました。手続上とか事務上とか法的には間違っていないです。しかし、まちづくりの中でいろいろな問題が出てきたときには、今具体的に申し上げますと、大字當麻の人とは一生懸命話をしたと。これもご苦勞をかけているな、短期間の間にやられているなというのは、私もわかっています。今続いておっしゃった意見書も、私はおらなかった、ちょうどいてないときですけども、それも出してるんだと。全てが手続は踏んできましたよと。これは最低それはしなければならぬ、きちっとされたというのわかります。

今ここでスパイスというか足りないのは、今私が言っているように、市のものを建てるというときに、そこの建てる人とだけとの話し合いができたよと言うだけでいいのか。特にこの迷惑施設の場合、ごみを出す人もあるんです。この出す人もやっぱりそこの地域のことをわかってもらう、この必要性はあると思う。だから、そういったことも含めて、市民全体の問題としてこれを取り組んでいかないと、いついつまでも遺恨というか問題は私は残ると思う。市長と私のそこの見解があると思います。

例えば、今傍聴にも興味を持って来られている方がございます。この當麻で建設を予定しているクリーンセンター、まだ今議会にはきちっとは出されておられないわけですけども、自然公園法の関係で地下3階にする。こういう予定と、こういうことです。そんなことを、それは大字當麻の人はもしかしたら知ってはるかわからないけども、地下にすればお金がかかるのは当然です。それが幾らというのも私らまだ具体的には知らないけれども、そういうふうなことを含めて知ってはる方おられないと思う。そんなにおられないと思います。そういうふうなことで、これは進んでいるというふうなことをやっぱり、大字當麻の、當麻地域

のクリーンセンターやないんです。市のクリーンセンターなんです。場合によってはいろいろな市町村を見ていくと、その新しいクリーンセンターですら防災の拠点として使われているようなところもあるんです。そういったことを、私は訴えさせてもらいたい。

今、首をかしげられていますけれども、差があり過ぎると、市長みずからがそのようにおっしゃってくれてはるんやよってに、もうそれ以上は問わないですけれども、私はそれが必要やと思います。今後において、スムーズに行くためにも、どこかでとまって、後スムーズに行ってほしいという気持ちがあるから、このように申し上げているということもご理解を得たい、このように思っております。

西川議長 市長。

山下市長 私は意見の隔たりがあるというよりも、住民の皆さんから預かった大事な税金をいかように使っていくのかということ審議をさせていただくというのは、住民の皆さんから選ばれた議員とお話をさせていただくのは当たり前やと思っております。私には予算編成権というものがあって、市民の皆さん方に2年前の選挙のときもそうですけれども、こういうまちづくりをしていきますということを披瀝をし、それをお認めをいただいて当選をさせていただきました。クリーンセンターしかり、道の駅しかり、全ての事業、今やっておりますほとんどの事業は、その中で披瀝をし認めていただいて当選をさせていただいておるところでございます。それに基づいて予算を編成をし、市民の代表である議会議員の皆さんとともに議論をさせていただいておる。更にいろいろな意見を求めていく方がいいのではないかというお話でございますけれども、時には議会の皆さんとだけ議論してやっていくということも大事だろうと思えますし、また大字懇談会等を44大字全ての大字で開催をさせていただいておりますので、そういうところで意見を集約をさせていただいたり、タウンミーティング等申し込みがございましたら、そういうところに出向き意見の集約をさせていただくということを考えていきたいと思えます。

ただ、藤井本議員がおっしゃるように、葛城市全体で、では観光はどうしていくねんとか、またまちづくりをどうしていくねんということを考えていく場合は、やはり市民を巻き込んでいくべきであろうというふうには思いますけれども、しかし1つ1つの、例えば先ほど出てきましたクリーンセンターの問題やその前に出たエアコン、それが市民を巻き込んでやるべき議論かどうかということについては、私はそうは思わない、そこに意見の隔たりがあるということでございます。そのほか、重要なこと、葛城市をどういうふうなまちにしていくのかという重要なところについては、市民と意見を交換をし情報共有をしていくということは大事かもしれませんが、私にも、先ほど言いましたように予算編成権があり、住民の皆さんから預かった大事な税金、限られた税金の使い道の中で市民のために何をしていくべきなのか、子どものために何をしていくべきなのかということで、今回特に2年前にもお約束をしましたように、子どもたちの中3までの医療の助成、ほぼ無料化というところに大きく踏み切らせていただいた。これが私の優先順位であり、何も子どもたちが暑い中で教室でおったらええねんなんて思っているわけではないけれども、優先順位としてはまず医療の無料化に踏み切らせていただいた。考えてそういう政策順位で出させていただいただけの話

でございます。これからのことにつきましても、議員の皆さんからいただく意見、市民の皆さんからいただく意見等十分に参考にさせていただきながら、また開かれた情報等も含めて、考えていけるように努力をしたいと思っております。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 次のもう一つのこともありますので、これはこれで終わっておきたいと思っておりますけれども、1つだけ言いたいのは、選挙の公約とかいろいろございます。議会の中で承認をもらっているんだと、こういうのがございます。しかし、その中にもやっぱり反対意見と言ったらいいか、大きなものもあるわけですから、そういったものということについても、手続の問題は私は間違ったと言も言っていない。しかし、そういったことについても検討する、もう少し加味する、そういったことが山下市政にとっては私は今後の課題として必要やなと思っております。

次に行かせてください。

次は、新道の駅、これについてのお話をさせてもらいたい、このように思います。

私もその中の主になっているのかわからないですけども、この新道の駅推進派、また反対派という動きが、今般活発化になっているところでございますけれども、ここで私はどうしても、私が納得できない原点でもあることについてまず触れさせていただきたいと、このように思っております。

こだわっておるんですけども、さきの3月議会のときにお尋ねもしました。当時、今の部長ではなくて矢間部長にお答えをいただいたんですけども、私は、道の駅というのは一体型と単独型があって、一体型、いわゆる市町村と道路管理者であるのがこういう地域では当たり前だと、このことについて3月議会で質問をさせていただきました。

話はずれますけれども、この道の駅、計画の段階において、市民ワーキング会議、また道の駅の検討委員会という、評価のできるやり方で取り組まれてきたという経緯もあるわけですが、県と一体となって合同でというのか、一体となって道の駅をするということについて、ワーキング会議や検討委員会とお話をされたかという質問に対して、当時の部長はこのように答えられました。市民と話をするものではない、そういうことは。道路管理者と話をするものだから、市民とは話をしていない、と。このような答弁でした。そしたら、道路管理者と話をしたんか。道路管理者とはそんな10キロ以上離れていないのにしていない。あのとき、ちょうど時間もなかって、時間切れになりましたけれども。何を答えてるのか、と。県と話すべきものやから市民と話ししない。ほな、県と話ししたんかというとしていない。これをもう一度新しい部長に、このままそれはそれでええねんというものなのか、そこに何か足りないものがあつたのか、部長の方から、私のこだわりというものを払拭するようなご答弁をいただきたいと、このように思います。

西川議長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 ただいまの道の駅の一体型と単独型の、3月議会に前任の矢間部長が答えたことの再確認をされているように思います。その中で、前任部長が申しましたように、10キロ圏内でございますので、当然葛城市にはふたかみパーク当麻がございますので、10キロ以内に

あるということから、当然一体型でなくして単独型になるというご説明をしていると思います。

そして、市民ワーキング会議なり検討委員会で説明をしなかったかということにつきましても、当然一体型にする場合につきましては道路管理者との協議をするものでありまして、手法については、一体型、単独型についてはそのワーキング会議等で説明の議論はないというふうに私も解釈をいたしております。

ただ、今ご指摘でなかった点でございますが、この事業につきましては地域活性化事業という中で、新道の駅という名称を設けているわけでございますが、これにつきましては新市建設計画における、南阪奈道路のインターチェンジ周辺の好条件を利用し、自然環境との調和を図りながら商工業、農業の振興、活性化を目指すべく本市が地域活性化事業等進めているわけございまして、この中で国からの有利な交付金を受けるために道の駅の事業の手法を用いているということでございまして、当然先ほど来申していますように単独型、一体型の検討はしてこなかったということでございますので、前任の矢間部長答弁と私も同じであることをお答えいたしたいと思います。

以上です。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 もう少し期待をして答弁を待ってたんですけども、それやったらそれで、また私も言わなんんことが出てくるんですが、この道の駅、確かに地域活性化事業という中で道の駅という手法を用いてしようと、市長が積極的になって、理事者が積極的になって考えられた。私は今も申し上げているように、なぜ一体型でせえへんねんやということを何遍も言うてるわけです。これは、奈良県の道の駅を見ても、平野部にある平群や宇陀、針、皆一体型で、県や国と一体型でやってはるわけです。今、生野部長は、そのような検討はしなかった、こういうお答えをされた。平成23年度に道の駅をつくらうということで、今私が申し上げているようにワーキング会議と検討委員会をつくられた。同時に、こういう市民の団体だけの委員会だけは案は出すけれども、やっぱりきちっとしたものができません。これで、コンサル会社をお願いしてるんですよ。何百万円、500万円ですか、600万円ぐらい出して。こういうところにこんなしたらどうやとかいう資料等、資料というのか、コンサル会社でやってもうてる。コンサル会社の資料というのが、今ここにあるんですけども、これは葛城市の税金を使ってコンサル会社に、これ何ぼ、600万円、700万円、そんなものですよ。ここにかて、この葛城市地域活性化道の駅事業計画策定業務委託の報告書というのがありますけれども、ここにも整備手法の検討というのがあって、読みますよ。「道の駅の整備手法について。道の駅整備手法では、道の駅の構成施設全てを市町村のみで整備する単独型と、道路管理者と市町村等が共同で施設を整備する一体型がある。一体型の整備手法では、駐車場、トイレ、道路情報ターミナルなどの交通安全上必要な施設については道路管理者が整備し、地域振興施設、いわゆる物産館やレストランなどは市町村などが整備することになる。葛城市では、道路管理者と共同で整備する一体型整備手法実現に向けて、今後道路管理者などの関係機関との調整を進める必要がある」。当初の計画のときにこういうコンサル会社にお願

いをして、こういうお答えをいただいているんですよ。そういう検討はしていない。私、この間からこの一体型、単独型、このことばかり言ってますけれども、これはなぜなんですか。検討もしなかった。それなら、ここが間違ってた。間違ってる。それやったらその考え方もあるけれども、税金を使って、コンサルにお願いした。業務委託した。そこも一体型にすべきやと。検討して協議していくべきやと。考えたこともないし、協議したこともない。私が1人あほのように何で一体型にせえへんかったんや、せえへんかったんやと、こう言っているわけやけども、ここのところお答えください。

西川議長 市長。

山下市長 当初この事業をするに当たって、当然県や国と相談をさせていただいた、表になる前段階の話でございますけれども、一市一まちづくりの中で協力してほしいということも話をしましたけれども、最終的に県はこの中で一体的にするということができないというお話でございました。だから、検討する前にというか、お願いをしていろいろと話し合いをする段階で、県は10キロ圏内という問題も含めて一体型ではできないということで、我々としてはある部分は単独型という形でさせていただき、残り部分は公園整備という形でさせていただくという選択をさせていただいたということでございます。

それ以上の何物でもございませぬし、また事業手法として入れているという、あくまでも、藤井本議員も何度も言っておられるように、「當麻の家」がございませぬから、一番最初に私が相談を持ちかけたのは、この事業をいろいろと市民の皆さんが検討していただいているものをいかに補助金をいただきながらできるのかという事業手法をどのような形で採択できるのかということを検討させていただき、いろいろな方に内々に相談をさせていただいた。初め、農林水産省の関係の補助金がいただけないかということで考えましたけれども、農林水産省は中山間地域でないとその補助金が出ないということと、なおかつ建物には出るけれども用地にはこの補助金は使えないということがございませぬので、農林水産省の補助金を採択するのは難しいということであきらめた。そのほか、奈良県国道工事事務所長、歴代の所長等に相談をさせていただきながら、お話を聞かせていただくと、道の駅というものを採用していただけないかというお話もさせていただいたら、奈良国道工事事務所としては3キロ近くのところに「當麻の家」があるのでその採択は難しいが、「當麻の家」さえ了承していただければ、ここで道の駅としての補助を受けることができるというようなお話があったわけでございます。ですから、まず道の駅として整備をすることありきの話ではなく、ここに住民の皆さんが検討され、その施設を建てるべく動いた結果、その補助要綱をどうして満たしていくのかというところで、考えさせていただいた方法として道の駅というものを考えさせていただき、またその採択をしていただけるように「當麻の家」にご了解を求め、了解をいただいたというところから始まっておりますので、初めから道の駅をつくるために協議をしてきたわけではないというところでございます。

それと、県ともいろいろと協議をした結果、ここに一市一まちづくりでレストラン等の採択も含めて考えていただいたわけでございますけれども、やはりここは市で整備をさせていただき、そこに県がいろいろと協力をするという形で落ちついた。市が国の補助金をいただき

ながら事業をするというところに最終的に落ちついたというところでございます。

そういうことがございましたから、県としましても別の事業でございますけれどもこのバックにある新庄商事が積まれました山につきましても、こういう今までの経過があるので、県としても責任を持って整備をさせてもらうということでお約束をいただいたというところでございます。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 時間もあと3分になってまいりました。今初めて市長の方からそういうことが事前になんかで話をしていたんやというお話でした。今初めて聞いた。前の部長も今の部長もそういうことを検討しなかった。いろいろあったんやと思いますけども、こういう結果となるわけです。

最後に、この道の駅を中心に葛城市というものが今大変にぎやかになっているというてえんか、そういうところもでございます。1つの事業に市民の意見がそれぞれ出てくるというのは確かにええんですけれども、対立というてえんか、この構図が長く続いてしまうということになりますと、どちらがいいとか悪いとかしても、円満なまちづくりという、そういう観点からすると、余りの長期化というのはよくないのかなと、このように思います。しかし、言わなければならないところは言わなければならないというところで、痛しかゆしのつらいところはあるわけですが、そのために私は市長にももう少し、私らにも耳を傾けていただいてという気持ちも持って、お話を市民に広げていってということをお願いしようと思う。

あと1分になりました。言いたいことはまだまだいっぱい残っているのに、大変申しわけないけども、これは葛城市の総合計画、平成18年に作成されたものです。市民の方に市政へ関心というか参加する、市政に対してもものを言うというのにどういうことがええかという意識調査をされたものがございます。これを読んでみますと、まちづくりは行政や議会に任せるとお答えをされている方が14.3%ございます。しかし、それ以上にインターネットやアンケートによって意見を述べていきたいという方が18.3%おられます。まちづくりというのは、確かに市長がおっしゃるように、議会はここでそうやって承認をもうたらええねやというだけにとどまらず、意見を求めていく、これが市民の中のニーズにあるというのは、約10年前ですけれどもあるので、こういったことを私は言いたいことやということをもう少し含んでいただくをお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

西川議長 これで、藤井本浩君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後0時35分

再 開 午後2時30分

朝岡副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私がかわって議長の職務を行います。よろしく願いいたします。

続いて、10番、吉村優子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

10番、吉村優子君。

吉村議員 それでは、議長の許可を得まして、これより一般質問をさせていただきます。今回の一般質問は、新市建設計画について、どうしても1点は大字林堂のごみ問題についてを質問させていただきます。なお、これよりの質問は質問席にて行わせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

朝岡副議長 吉村君。

吉村議員 それでは、質問に入らせていただきます。

平成16年に葛城市が誕生し、本年10月で合併10年を迎えます。葛城市10周年記念事業もいろいろと企画されているところです。平成16年の合併時に計画されました新市建設計画も、本来でしたら10年目の今年度は計画の最終年度に当たります。ご存じのとおり、現在5年の延伸が許されたところですがけれども、今葛城市で進めています数々の事業のうち、今回は何点かの質問をさせていただきます。

まず、合併当初からの計画で完成に向けて市民の期待も高まる尺土駅前整備事業についてですが、今現在の進捗状況についてまずはお伺いいたします。

朝岡副議長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 尺土駅前広場の事業の進捗状況を説明させていただきます。まず最初に、用地交渉の状況ですが、地権者17名中契約済みの方が9名おられます。代替地も決まり、現在移転に向けて準備中の方が1名、建物等の補償がなく用地のみの方につきましては、工事着手日が決定次第契約に応じてくださる方が1名、代替地を提示いたしまして、その場所に移転をお願いしている方が3名、代替地を提示して検討願っている方が1名でございます。代替地を選定中の方が1名で、現在交渉中の方が1名であり、合計17名となっております。

なお、工事の方の進捗でございますが、移転いただいた部分につきましては、ご承知のように、歩道等一部完成部を含めまして順次工事に着手しておる次第でございます。

以上であります。

朝岡副議長 吉村君。

吉村議員 ご答弁ありがとうございます。用地交渉については17名中具体的な代替地が表示されていない2件ですね、代替地を選定中の方が1名、それから交渉中の方というのが済めば、この2件が進めば、ある程度のめどがついたというふうに考えてよいのでしょうか。

朝岡副議長 生野部長。

生野都市整備部長 ただいまの再度の質問でございます。代替地の件につきましては、先ほど申しました1名の方は代替地も決まりまして今建物等の設計をしていただいている。そして、移転場所につきまして希望先をこちらの方から選定いたしまして、その話をさせていただいている方が3名でございますので、移転先の工事等が完成次第その3名の方は移っていただける。あと、代替地を検討願っている方1名につきましては、いろいろな2案、3案ございまして、その中で考えていただいているということでございます。あと、代替地を選定中の方につきましては、その希望先がなかなか見つからないような状況でございます。あと1名交渉

中の方につきましては、今現在鋭意何度も足を運びまして交渉を行っているというような状況でありますので、こういった代替地の検討をしている方、選定中の方、交渉中の方3名が決定次第、全てが終わっていくというような状況になっております。

以上です。

朝岡副議長 吉村君。

吉村議員 わかりました。

それと、平成26年度の予算についてですけれども、この事業の予算が今年度は計上されていないということになっていきますけれども、その理由について改めてお聞かせ願いたいと思います。

朝岡副議長 生野部長。

生野都市整備部長 平成26年度の予算を計上しなかったという理由でございます。これにつきましては、平成25年度から繰越予算が4億5,040万円あるわけございまして、今年度につきましては先ほど来用地の進捗状況で説明いたしたわけございしますが、未契約の地権者の方々に協力を願いまして、この繰越予算をまずは執行に専念すべく、国・県とも協議いたしまして平成26年度の予算を見送った次第であります。

以上です。

朝岡副議長 吉村君。

吉村議員 よく岡本議員が委員会の中で、簡単に繰越しばかりせんと一遍消化してから次の仕事をしたらどうやとか言うてはりますけれども、そういうことで今回見送ったということですね。

朝岡副議長 生野部長。

生野都市整備部長 当然、以前から岡本議員の方からもご指摘があったわけでございます。しかしながら、用地等につきましては、やはり滞っております地権者の方々がおられますので、先ほども申しましたように、平成26年度につきましてはその契約が未契約の方々に鋭意努力いたしまして、まずは用地交渉に全力を挙げていきたいというのも、見送った理由でございます。

以上です。

朝岡副議長 吉村君。

吉村議員 それはわかるんですけど、用地交渉の点からいきますと、国鉄・坊城線も同じだと思うんですけど、こちらの方も用地買収に専念すべきだというふうに思うんです。先ほど部長が最初の進捗状況の中で、移転いただいた部分については順次工事に着手しますとおっしゃってました。だから、この尺土駅前については今回は、用地買収に専念するというところで工事費がついていないというふうに思うんですけども、その点からいきますと、国鉄・坊城線については工事費が計上されているということは、用地交渉についてはスムーズにいくと考えておられるのでしょうか。

朝岡副議長 生野部長。

生野都市整備部長 国鉄・坊城線につきましては、一般質問の通告を受けておりませんので、わかる範囲で答えさせていただきたいと思います。この事業につきましては、一番大きく繰越しさせていただいておりますのは、JRの架道橋の継続費が一番多く繰越しをさせていただいて

おるわけでございます。ほかの分につきましては、今現在も用地交渉を行いまして、用地交渉を終わったところから平成26年度工事の予定もいたしておりますので、予算の執行は見送ってないということでございます。

以上です。

朝岡副議長 吉村君。

吉村議員 国鉄・坊城線は、これでその件は終わりますけれども、架道橋をつくったままでそのままになっているのは、住民の方もその後どうなってるのかなという疑問を持たれている方もたくさんいらっしゃいますので、そちらも含めてこれからしっかり用地交渉もしていただきたいと思います。

話を尺土駅前に戻しますけれども、今ここにありますが、これが平成25年8月31日にいただいた用地買収が終わった部分、この赤い線が用地買収が終わった部分なんです。その前にいただいているのが、平成24年12月にいただいているんですけども、比べますと全く変わっていないということになります。更に言いますと、これは平成23年5月26日にこの資料をいただいているんです。そのときは担当ではなかったかもしれませんが。これのときはABCプランを出されて、特別委員会の中でA、Bの架道橋に屋根のあるものはなくして、このCプランでいきますよという話だったんですけども、このところに私、メモ書いていますのが、この部分の工事、西側の工事を先行していきたいという話をされているわけです。今見てみますと、この西側のこの部分、葛下川の橋りょう部分の分がまだいまだに交渉中ということで、肝心なところ、これは同じ地権者、1番ですからこの肝心な部分も同じ地権者ということで、ここは進んでいないということになります。

この件につきましては、平成24年に一度委員会の中で、契約寸前まで行きましたけれどもなくなりましたという報告を受けているわけですけども、そのときの経緯というか、なぜそうなったのかということをお聞かせ願いたいと思います。

朝岡副議長 生野部長。

生野都市整備部長 ただいまのご質問でございます。平成24年の委員会で契約寸前まで行った。その方が契約されたら、葛下川の橋りょう工事とかが完了しとったというわけでございますが、個人情報等もございますので、この場ではお答えはお控えさせていただきたいと思います。ただ、契約寸前まで行った方との交渉が不成立に終わったというわけでございます。

以上です。

朝岡副議長 吉村君。

吉村議員 契約寸前ということは、こちらが提示した金額でオーケーを出されるということだったのが、それがなくなったということは、やはり金額的な問題で交渉が難航しているのではないかなというふうに思います。

私がこういうふうな質問をなぜするかといいますと、尺土駅前に先般立ってましたら、買い物を、高齢者の方が車を運転できないから買い物なさる方なんですけれども、買い物のカートを持ってエスカレーターを上がっていかれたんです。数時間後、買い物を済まされておられてこられたんですけども、そのときはエスカレーターが上向きなので、一段ずつカー

トをこうやりながら荷物を入れて、そのままおりにてこられて、それで駅前に大きな完成図がありますよね。その前に立って息切らして、エレベーターいつできるんですかと、私に聞かれたんです。尺土駅前に対しましては、いろいろな期待が皆さん高くなっていると思う。あの看板も見れば、いつも通って見てたら、いつできるんだろうなど。高齢者の方は特に。私なんかでも足ちょっと痛めてますから、荷物を持ったときはどの駅でもエレベーターやエスカレーターを探すんですけれども、それが高齢者の方だったから特にだというふうに思います。

今回のこの定例会の中でエレベーターの補正予算がついていますけれども、それはまた委員会であると思いますけれど、改札のところから各ホームだというふうに思うんですけれども、この下から改札口へ上がるエレベーター、これを早く設置していただきたいというのが住民の思いだろうというふうに思います。

用地交渉というのは大変なのはわかりますけれども、この尺土駅前整備事業というのは合併当初からの計画でした。それが、なかなか進まない。本来でしたら、今年度にはもう完成しているべき事業ですけれども、なかなか進まない。それに比べますと、そういう点からいいますと、後からの計画にきました道の駅なんかは、どんどん用地交渉も進んで、平成28年度にオープンというところまで来ているというのは、何かちょっと釈然としない思いがあります。

市長に、これらについて、この尺土駅前、今停滞してますけれども、それについてお答え願いたいと思います。

朝岡副議長 山下市長。

山下市長 吉村議員の質問にお答えします。

釈然としないということらしいですけれども、地権者がいらっしゃいますので、それぞれの考え方があって、進むところは進みますし、条件が合わなければ進まないということですから、それをもって、私らも努力が足らんとところがひょっとしたらあるのかもわからないですけれども、クリーンセンターにしてもそうです。売りますというお約束をいただいている方も、何か条件が変わったとあって応じていただけない方もいらっしゃるわけで、だからその場所場所によって地権者の思いが違う。初めから言っていたのとまた違うとかとあって応じていただけないこともあるわけですので、一概に、我々としては一生懸命努力をさせていただいて、ただ、民間と違いますのは、行政の場合は用地を購入させていただくという場合は、やはり鑑定価格から大きく外れた額を提示することはできないということです。市民の皆さんから預かった大事な税金でその用地を買わせていただくということですから。ただ、今私が言っているのはあくまでも例の問題で、先ほど吉村議員がお金の問題ではないかなと推測をいたしますというお話をされましたけれども、我々としてはお金の問題で滞っているというふうには思っておりません。いろいろな条件、過去からの経緯の中で交渉がうまくいっていないというふうに思っておりますので、そこは間違えずに捉えていただきたいと思いますけれども、しっかりとできるだけ協力をしていただきたいということで、何度も足を運びながらご協力をいただけるように努力をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

朝岡副議長 吉村君。

吉村議員 私は先ほどお金の問題だと思いますと、直接本人から聞いてないからそういうふうと言ったんですけども、ある方に聞きましたら、ほかの事業でかなり高い金額になって用地交渉されたので、この部分だったらもっと高くというふうになったというふうにも聞いてるんです。だから、そういうふうには推測でものを言わせていただいたんですけども、いずれにしても、本当に先ほどから言っていますように、駅前に本当に大きな完成図があって、毎日通勤客はあれを見ながら、いつできるんだろうという思いで行かれていますから、ぜひ今年度は用地買収に専念していただいて、早期の完成というのをお願いしておきたいと思えます。

次に、新市建設計画の中で、新クリーンセンター建設事業についてお伺いしたいと思います。この進捗状況につきましては、午前中に藤井本議員が質問されて答えていただいていますけれども、その中で景観に配慮し、その外観を小さくしたみたいな答弁があったと思えますけれども、これは国定公園内にあり、ご存じのとおり自然公園法から県の許可が1.0倍、投影面積が1.0倍でないと、以前と同じ大きさでないと許可しないということで、地下構造になったという経緯があります。この施設の建設に当たりましては、今地元の、以前からお話しのとおり、地元住民の反対もあって自然公園法の観点から提訴されていました。これらの裁判について、今現在に至る経過をもう一度、方向性についてももう一度お伺いしたいと思います。

朝岡副議長 芳野市民生活部長。

芳野市民生活部長 吉村議員のただいまの質問の裁判の進捗でございます。裁判につきましては、市に対して原告15名が當麻クリーンセンター稼働禁止期限確認請求事件といたしまして、また県に対しましては原告8名が葛城市クリーンセンター建設許可差しとめ請求事件といたしまして、大阪高裁へ控訴されておりましたが、それぞれ本年3月27日と4月25日に判決が出されて、ともに原告の控訴を棄却する判決でございました。その後、ともに上告期限が過ぎまして、裁判は終結しております。

今後、市に対する稼働期限の確認を求める裁判はないと思いますが、県に対する許可に係る裁判については、自然公園法の許可後にその取り消しを求める裁判に発展する可能性がありますと思われる。裁判になった場合は、県と十分連携しながら対応をしてみたいと考えております。

以上でございます。

朝岡副議長 吉村君。

吉村議員 ありがとうございます。今、部長の方からお答えいただきましたけれども、これはさきの6月11日付の毎日新聞なんですけれども、自然公園景観は利益という、この記事が載っていました。これは新クリーンセンター建設に関する問題です。これは、毎日新聞の奈良版ではなくて全国版に掲載されていました。これによりますと、県に建設許可の差しとめを求めた訴訟の判決で、大阪高裁が良好な景観を日常的に享受している住民の景観利益は、法律上保

護に値するとして、住民に訴訟を起こす資格、原告適格があると判断したことがわかったというふうにされています。

今、部長の答弁で、上告期限が過ぎて裁判は終結しておりますと、それからその後で、許可後にその取り消しを求め裁判を起こされる可能性はあると思われまして、県が許可した後に訴訟を提起して、執行停止の決定を受けることが可能。自然公園法や景観法に基づき、施設の稼働で騒音などの被害を受けるおそれがある人に対し、景観利益を個人の利益として保護するべきだと認められた。最後に、これは行政訴訟に詳しい大阪大学の教授であります大久保規子さんが、景観利益を理由に周辺住民の原告適格を認めたのは前例がないと思われ、非常に重要な判決だというふうに締めくくられています。

こういった結果が出ているんですけども、この件に対してはどのように考えておられるのか、お答え願いたいと思います。

朝岡副議長 市長。

山下市長 この問題につきまして、市が受けました裁判もですけども、我々が争ったときも、原告に対して裁判を起こす資格がありませんよと言っているのが第1番目。2番目に原告が言われていることというのは適当ではございませんというので争ったというのが2番目でございますけれども、市が受けた裁判におきましても、高等裁判所で言われたのは、裁判を起こす権利はありますよ。今言ってるのと同じです。裁判を起こす権利はありますよということ、市の裁判でも認められた。県の裁判においても、今まで景観をもとにしてそういう裁判を起こした場合、原告適格があるかないかというところで争ったけれども、それは、我々は資格はないですよということを言いましたけれども、そこに住む住民であるならば訴訟を起こしてもいいですよということを、原告として認めましょうということを、裁判官が認められた。それはそれが画期的やと言っただけの話でございまして、我々が計画をし建設に向けて進めているクリーンセンターが、それに対して違反をしているとか、それが不適当だということは一切言及をされてないわけでございますし、当然我々も環境に適合したものを建てていくということでございますから、何ら心配はしていないということでございます。

朝岡副議長 吉村君。

吉村議員 裁判をできる適格というか、許可が出るだろうという話だけで、まだわからないということですけども、ただそれで100%大丈夫かということは言い切れないわけです。これから訴訟を起こされた場合に。そうですね。だから、その辺がちょっと心配なので、これから訴訟を起こされて、それで万が一それを稼働停止ということになった場合、その建設を停止となった場合に、その時点でどンドン税金つぎ込んでいってそこでストップされると、かなりの損害を市民が受けるということになります。だから、そこは心配してるわけです。

もう一つ心配なのは、投影面積1.0倍にしますという。それで投影面積1.0倍にするために、無理無理地下構造になったわけですよ。それをすることによって、安全面とかメンテナンスの面とか、大変それが危惧される場所です。地下構造にするということについては、面積は少なく済むわけですから、本来でしたら用地が少なく済む。都会の中でごみ処理施設

をつくったりとか、一度、私たち千葉の方にも見学に行きましたけれども、スーパーの横にごみ処理施設があるんです。何ら問題なく稼働しているわけですが、そういったところも地下構造にするべきだというふうに思いますけれども、全国的に見ても例が少ない。それはなぜかという、やっぱり経費の面で増額になる分と工期も長くなる。それとやはり換気やメンテナンスについても問題があるから、地下にはしないのが原因ではないのかなと私は個人で思っているわけですが、こういった地下構造にすることによる換気、安全面、メンテナンスについては、どのように考えておられますか。

朝岡副議長 芳野部長。

芳野市民生活部長 まず、構造面の関係でございます。地下構造にすることによって、特に安全面、環境面についてご心配いただいていると思いますけれども、次のような対策を講じております。

まず、粉じんや排ガス対策といたしまして、十分な換気対策を図るとともに、明るい環境を保つために、自然光の取り入れ、またLEDの照明を用いて省エネにも努めてまいります。

緊急時の対策といたしまして、2系統の避難経路の確保や、防災面では連結送水管の設置など、安全面にも配慮してまいります。

また、搬入車両の入り口がトンネル構造となっておりますので、外からプラットホーム内の状況がわかりにくいところがございます。そのため、入り口付近に信号機を設置して、スムーズな動線を確保いたします。

その他、破碎設備の防爆対策や、設備のメンテナンスも特に地下であることでは関係なく行えるような対応をしてまいりたいと思います。

運営費の点につきましては、多少照明具の電気費用でランニングコストが若干かかる可能性はありますが、それ以外は特に変わらないように思われます。

また、訴訟の関係で、建設ができなくなった場合どう考えるかというご質問なんですけれども、現在訴訟が出ていない状況では回答を控えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

朝岡副議長 吉村君。

吉村議員 地下構造に関してご意見をいただきましたけれども、私は地下でずっと働く職員の健康面、それから精神面等いろいろデメリットというものもしっかりと考えていかなくてはいけないというふうに思います。私たち今までにこれを決めるまでに、合併特例債の期限が迫る中でいろいろな決断をしてきましたけれども、今5年延伸になっているわけですから、今、本当にこれ、地下構造にすることによって10億円増額になるわけですし、本当に進めるべきものなのか、今冷静に考える時期なのではないかなというふうに思います。以前にも別の場所という検討をした時期もありますし、1.0倍になった時点でもっと議論をして決断をすべきだったのかもしれませんが、本当に今は10億円。でも先ほど言いましたように、裁判でもしこれが建設停止となった場合には、どんどん進めていった裁判、もう建設を始めてからでは取り返しがつかないというふうに私も思いますので、思い切って別の場所を考えるとすることも1つではないかなというふうに思います。そうすることによって経費の面、それ

から裁判の行方を気にすることなく、市民の税金を無駄にすることがないという考えからいきますと、そういった決断も今すべきではないかなというふうに思っています。

先ほどの午前中の話では、市民の理解ではなくて市民の代表の議会で通せばいいという話もありましたけれども、やはり市民の皆さんもこの地下構造にするというということについては余りご存じないのかなというふうにも思いますし、これらの点について伺っておきたいと思います。別の場所について。

朝岡副議長 市長。

山下市長 我々の考え方としては、変わらずにしっかりと頑張っていきたいというふうに思っておりますけれども、私の考えの中ではどこの場所がひょっとしたら適当なのかという案も浮かびませんので、もし吉村議員が、例えばこういうところがというふうに思ったら場所があるのだったら、教えていただけたらなというふうにも思いますけれども。

朝岡副議長 吉村君。

吉村議員 午前中の話で、議会全員で昨年2月14日の臨時議会で県に許可を出しましたという話もありました。私も賛成しました。そのときには、一言言わせていただいて、クリーンセンターというのはつくるのは責務だというふうにおっしゃってましたけれども、本当に必要なものです。建設については必要ですけれども、先ほど、朝、部長もおっしゃってましたけれども、これはウエルカムの施設ではないので、どこへ持っていっても反対はあると思います。ただ、こうして提訴されているのですから、その提訴されている方には十分に配慮して、説明も十分にしてくださいということで賛成もさせていただきましたけれども、その後変わっていないというところがあります。

適当なところがあればという感じですがけれども、私もない知恵をいろいろ絞って考えましたけれども、今からでしたら用地買収なんかでいいますと、時間がないということもあります。業者は決まっています。道の駅の議論は、私は今ストップして考えたらどうですかということも言っていますけれども、その議論は別として、道の駅の公園部分、あんなに広い土地は要らないと思うんです。その奥の方で建設すれば、先ほど言いましたように、千葉県なんか駅前のスーパーの横にあって、それは植林で覆っているだけで何の問題もないわけですし、煙も上がらないということです。いろいろなことを考えましても、そこで、また言い出したら今さらという話もあるのではないかなと思って、私もこの質問どうしようかと思ったんですけれども、今さらかもしれませんけれども、今だからまだ言えるのではないかな。建設が始まってからでは言えない。そういう思いで、きょうあえて質問させていただいていますけれども、そういったことも考慮に入れて、本来でしたら私は広域でも引き受けてあげるよという市が何市かありますので、そこでもいいかなという思いもしますけれども、最初に独自でという話で決まっているということですので、そこも考慮に入れますと、道の駅の部分の公園部分でしたら文化財の調査も要らないということになりますから、どうかなというふうに、ほんまに真剣に考えたわけです。どちらにしましても、議員もそうですし行政側もそうですけれども、住民に不利益を与えない。午前中市長もおっしゃってましたけれども、皆さんからお預かりしている税金ですからちゃんと使ってという話もありました。本当に10億

円もかけて、それからこれから何億円かかるかわからない事業を進めてストップを考えると、今立ちどまって本当に冷静に真剣に考えるべきではないかという思いがします。

市長も議員の皆さんのご意見も考慮に入れるということも、午前中おっしゃってましたので、ぜひその点考えていただきたいというふうに思います。

朝岡副議長 市長。

山下市長 1つ意見を言われたところ、残念だなという思いをしております。いろいろと議論して、地域の住民も説得をしながら、例えば山田というふうにおっしゃるのかなと思ったら、寺口かあちらの方に、道の駅の方に持っていったらどうですかというご意見がありました。その部分は、千葉だったら住民のいらっしゃるところに持っていくんだというお話があったからそういうふうにおっしゃるのかなと思っただけですけど、そうではなかったなと思いましたが、でも。今回クリーンセンターを建設するに当たって、地元の区長初め役員の皆さん方、またたくさんの方々いろいろな決断をしていただいた。公益性とは何ぞや、また我々の先輩がずっと考えてきたものを、どうやってそれを引き継いでいくんだということを真剣に考えていただいて、大字當麻がそれに了解をしてくださった。また。住民の中から、各村から代表を出してその中で決定をしていただいた。また、説明会もし、いろいろと議論させていただきながら、そこに決めさせていただいた。それについて、ご納得いただける方もいらっしゃるでしょうし、いやどうしてもそれは気に入らないんだと言って、訴訟を起こされる方もいらっしゃる。どこの場所に行っても同じ、構造は変わらないというふうに思います。どうしても必要やと言って受け入れてくださる住民もいれば、絶対に嫌だ、反対しておられる方の理由で、私が一番聞いていてああそうなのかなと、とにかく嫌なんだと。あると思うのが嫌なんだということに対して、私は説得はできない。だから訴訟をされることはもういたし方がないなというふうに思ったわけでございますけれども、今、こうやって地域住民の方々も、また多くの市民の方々も理解をしていただきながら進めさせていただいている事業でございますから、しっかりと瑕疵のないように進めていくことが我々の責務であるというふうに考えておりますし、多くの議員の皆さん方にご理解をいただきながら、より積極的により早く進めていけるように努力をすることが我々の責務だというふうに考えております。

朝岡副議長 吉村君。

吉村議員 最初に住民の方にも説明してとおっしゃってましたけれども、去年の2月のときにも言いましたけれども、ボタンのかけ違いで説明不足のところもあったというふうに、私は聞いています。當麻の方で。そのときも言いましたけれども、どこへ持っていっても反対はあります。ウエルカムの施設ではないです。私の裏庭には建てたくないという、それは全世界でこういうのは迷惑施設ですから、必ず反対はありますけれども、自然公園法という関連で提訴を起こされているのですから、その点ももうちょっと十分に配慮すべきではないかなというふうに私は思ったので、質問させていただいているわけです。

山田にとおっしゃいましたけれども、私は今どこでもこれから土地を買うとなったら手間がかかるから、それだったら今のあれだけの広さは要らないのではないですかとって、道の駅を建てる建てないは、これは議論は別として、あの奥でやればそれはそれなりに、もし

建てれば道の駅とごみ焼却施設が隣接してるのは画期的なことやと私は思いますし、それだったら一番簡単で進むのではないかなという思いで提案させていただきただけです。

とにかく、先ほどから言っていますけれども、これは慎重にこれからも考えていただきたいというふうに思います。

では次の質問に行かせていただきます。

大字林堂のごみ問題についてです。かねてより、地元林堂自治会から要望書が提出されています、米田商事のごみ問題についてお伺いいたします。

平成19年より林堂33の1並びに33の用地に、いろいろなものが集積され始め、それにより近隣からはほこりが舞う、隣接の田畑の所有者からは集積物から流れる油等による農作物への影響が心配だ、さらには段ボール等紙類も多く、つけ火等も心配であるなど、多くの苦情が寄せられるようになりました。実際、平成22年9月には火災が発生し、その後市の環境課初め県環境課、公安委員会、さらには警察までご協力をいただき指導もしていただきました。その結果、一度は集積物の整理はされたものの、最近になっては以前にも増していろいろなものがうず高く積まれている状況です。

これまで、所管委員会でもその都度経過報告等を願っていますが、改めてこれまでの対応等を含め、経緯について簡単にご説明をお願いいたします。

朝岡副議長 芳野市民生活部長。

芳野市民生活部長 吉村議員の質問にお答えさせていただきます。

林堂のごみ問題の経緯でございます。当事者は平成21年1月に用地を取得されまして、用途は青空資材置き場でございます。当時から廃棄物を置かれておりました。平成22年9月におっしゃられたように現場で火災が発生いたしまして、県の景観環境保全センターと市が指導を始めるようになりました。翌10月には大和高田警察署も合同で指導に当たることにいたしました。その月、民生水道常任委員会協議会を2回開催し、経過報告いたしました。ごみの搬出計画を当事者に提出するよう指導しまして、計画書提出があったものの、計画どおりに搬出していなかったため、変更計画書を11月に再提出させました。さらに12月にも変更計画書を提出させました。12月に常任委員会協議会で経過報告をいたしております。翌平成23年2月に火災で焼けた小屋の撤去が終わりました。その月に、常任委員会協議会で報告いたしております。

その後、近隣より有害物等の農業用水への不安とごみの飛散等の苦情で、頻繁に指導に当たっております。

平成23年6月開催の民生水道常任委員会協議会でも経過を報告いたしました。その年の平成23年12月には、撤去改善勧告の警告書を本人宛てに発送しております。その後、平成24年は、県庁廃棄物対策課、県の景観保全センターと市で当事者につきっきりでごみの搬出指導をいたしております。

平成25年度にも再三再四の指導を続けてまいったところでございます。

以上でございます。

朝岡副議長 吉村君。

吉村議員 続きまして、現況につきましてもご説明お願いしておきます。

朝岡副議長 芳野部長。

芳野市民生活部長 現状でございます。平成26年度4月には、県庁廃棄物対策課と市が現場で立ち入りいたしましたして、当事者に指導を行いました。指導書を本人宛てに郵送いたしております。

5月にも市が現地で当事者に指導を行いました。ただ、現状はごみの量が減ったりふえたり
の現状のことでございます。

朝岡副議長 吉村君。

吉村議員 ありがとうございます。

最近ほほこりで窓があげられないという話も聞きますし、ごく最近なんですけれども、揮
発油等も置いてあるのではないかとということも耳にしました。揮発油。これから気温も高
くなるわけですから、その季節に向けて、以前の火災も自然発火ということもありましたので、
その自然発火が心配されているところです。

これらの問題につきましては、地元自治会も当人同席のもとで何度も会議を開いていた
いでいますし、改善を求めたり、市当局にいたしましても監視、そして指導にも当たって
いただいています。しかしながら、なかなかよい結果にはつながらない、そういった状況です。

でもこのまま放置できないということなんですけれども、当事者と住民との根本的な認識
の違いというのがあるんですけれども、それは私たちはさっきからごみ問題と言って、もう
既にごみとして捉えているわけなんですけれども、当事者は有価物として捉えています。当然の
ことながら、私たちが言うごみを売って、それを業としているわけですから、商売として
いるわけですから、そういうふうに言うんだらうというふうに思いますけれども、ただ、あれ
を見て有価物というふうにはみんな捉えない。だから、以前にもしていただいたかもしれま
せんけれども、有価物であるならば仕分けして、それを販売してその伝票を持ってくるな
り、有価物である証明を当事者から受けるようにしてはいかがという感じで思っております。
片づけなさい、片づけなさいではなくて、近隣の住民にとりましても有価物なんですよ、こ
れはという証明ができるような片づけの仕方とか、そういうところから指導をしていただく
ように持って行っていただきたいというふうに思います。

この問題につきましても、市長にご意見だけ伺っておきたいと思えます。

朝岡副議長 市長。

山下市長 市ができる範囲の中で、警察等と相談をしながら、当事者に適切に指導していけるように
努力をしてまいりたいというふうに思っております。今まで何度も何度も、現場に地域住民
の皆さんも一緒に立ち会いのもと指導を行ってまいりましたけれども、いよいよ県に対して
と警察に対してどのような形で通告をしていくのか。本人の反省次第というか住民の期待に
応えられるかどうかということを見きわめながら、その対応を見てまいりたい、できる範囲
のことをしてまいりたいというふうに思っております。

朝岡副議長 吉村君。

吉村議員 部長も答えておいてもらえますか、この件に関して。ごめんなさい。後先になりましたけ
れど。

朝岡副議長 芳野部長。

芳野市民生活部長 市長が申しましたように進める予定ではございます。市といたしましては、吉村議員がおっしゃられましたように、揮発油等もある可能性があるということで、ごみの積載は火災や当然水質汚染、悪臭、害虫の発生にもつながりますので、当事者にはその危険性の認識を十分理解してもらいながら、今後も県とそれから警察、市長も申しましたように連携を保ちながら、当事者に指導を続けていく予定ではございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃掃法に基づきまして、県の法的な措置も視野に入れながら、市長が申しましたように当事者の対応も見きわめて、できるだけの対応をしていきたいと思っております。よろしくご理解お願いいたします。

以上でございます。

朝岡副議長 吉村君。

吉村議員 ありがとうございます。後先になって済みませんでした。

こういった問題は、もちろん横の連携、市・県、警察との連携をとって進めていただきたいというふうに思っています。今お答え願いまして、法的措置も視野に入れてということですので、当事者にもそれを促すようなことも含めて、今後も注視していただいて指導をお願いしていただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

朝岡副議長 吉村優子君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後3時16分

再 開 午後3時30分

朝岡副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、内野悦子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

2番、内野悦子君。

内野議員 皆様、こんにちは。公明党の内野悦子でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

日本は、2025年には団塊の世代が75歳以上となり、未曾有の超高齢者社会になると言われております。現在75歳以上の高齢者は約1,400万人、また、2025年には2,000万人以上になると予測されております。単身や夫婦のみの高齢者世帯や、認知症高齢者が近年増加しており、今後も増加が見込まれます。こうした中、在宅での介護や療養に対する国民の希望の高まりがあります。そこで、住民とつくる地域包括ケアシステムについて質問させていただきます。質問の詳細については、質問席より行います。

朝岡副議長 内野君。

内野議員 国は2025年度をめどに、住みなれた地域で医療、介護、予防、住まい、配食などの生活支援が一体に提供される地域包括ケアシステムの構築を急いでおります。介護が必要になった場合でも、7割以上が自宅での介護を希望しており、医療についても6割以上の国民が自宅で療養したいと希望しております。地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてご

当地ケアをつくり上げていくことが重要であり、地域の力が再び問われていると言えます。

そこで、合意形成に向け効果的な議論にするためには、支援を必要とする個々人の困りごとや具体的な支援のニーズを出発点にすること、そしてその支援ニーズに対してどのような個別的支援、サービスの提供が可能かを議論の土台とすることが必要です。

本市も高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画を策定するに当たり、ニーズ調査を実施されると聞いておりますが、その概要を教えてください。

朝岡副議長 山岡保健福祉部長。

山岡保健福祉部長 保健福祉部の山岡でございます。内野議員の質問にお答えさせていただきます。

第6期介護保険事業計画の策定に当たり、本市におきましても高齢者の生活と介護に関する調査というタイトルにかえて、日常生活圏域ニーズ調査を実施いたします。3年前のニーズ調査では、悉皆調査を行いました。今回は無作為抽出によりまして一般高齢者1,000名、軽度認定者、要支援1から要介護2、500名の方を対象に実施いたします。

調査目的は、二次予防事業対象者生活福祉ごとのリスク保有者の現状の確認、介護予防と関連のある社会参加の状況を確認し、介護予防の取り組みや高齢者の支援に向けての課題を抽出、高齢者福祉にかかわる重要な課題について当事者の意識、ニーズを調査などの診断に基づき、高齢者福祉施策、介護予防事業等の計画策定に利用可能な基礎資料を得ることを目的としております。

調査票の構成といたしましては、厚生労働省が示す調査項目に加え、介護知識、介護保険料に関する意識に関する質問や、高齢者の意識、自宅介護、避難場所の知識等の市独自の設問を設けております。また、軽度認定者の質問票につきましては、一般高齢者の設問と内容を少し変え、健康、認知症に関する設問や介護保険サービスに関する設問、家族介護に関する設問に回答していただく内容となっております。

7月上旬に発送し、7月中旬ごろまでに回収、8月には調査内容がまとまる予定です。

以上です。

朝岡副議長 内野君。

内野議員 ありがとうございます。議論の土台となるニーズ調査、ご苦勞をおかけいたしますが、どうかよろしく願いいたします。

このニーズ調査の中にもあります認知症に関する設問などもありましたが、今後認知症高齢者の増加が見込まれます。認知症高齢者の2025年の推計について、数は把握しにくいと思いますが、何か根拠となるデータをお持ちでしょうか。

朝岡副議長 山岡部長。

山岡保健福祉部長 葛城市といたしましては、認知症高齢者がどれだけおられるのかは把握できていないのが現状です。厚生労働省では、認知症高齢者の将来推計として、2015年には65歳以上人口に対する比率が10.2%、2025年には12.8%になるとしております。この数字につきましては、要介護認定データをもとに日常生活自立度2（日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意すれば自立できる。）以上の数であり、要介護認定申請を行っていない方は把握できておりません。しかしながら、ひとり暮らしに

対する民生委員による訪問等のネットワークを通じて、認定申請を推進し早期発見に努めております。

以上です。

朝岡副議長 内野君。

内野議員 ありがとうございました。

昨年の12月に、日本を含む主要8カ国認知症サミットがロンドンで開催されました。2025年までに治療法を確立する目標を宣言いたしました。一日も早い治療法に私は期待しております。また、日本では今や65歳以上のほぼ7人に1人が認知症と聞き及んでおります。昨年度より認知症施策推進5か年計画オレンジプランを開始いたしました。これは、住みなれた地域で暮らし続けられるよう、在宅ケア中心に展開しゆく狙いがあります。これまでのケアは、認知症の人が行動、心理症状等により危機が生じてからの事務的な対応が主眼となっていたものを、新たに早期支援機能と危機回避支援機能を整備し、これより危機の発生を防ぐ早期事前的な対応に基本を置くものです。早期支援機能として期待されるのが、認知症初期支援チームです。このチームは、地域での生活が可能な限り、維持できるようにするための初期集中支援を発病後できる限り早い段階で包括的に提供するものであり、新たな認知症ケアパスの起点に位置づけられております。

そこで、お伺いいたします。葛城市認知症高齢者対策について、どのようにお考えでしょうか。

朝岡副議長 山岡部長。

山岡保健福祉部長 認知症と思われる方の問題行動が、社会的な問題となっております。我が葛城市でも例外ではありません。地域ぐるみでのケアやネットワークづくり、認知症サポーターの要請などが求められており、第6期事業計画でも盛り込んでいきたいと考えております。

介護予防事業として、認知症予防教室をボランティアのサポーターにも協力をお願いし実施しております。現在、参加者は30名程度で少ないですが、受講者にはそれなりの効果を見ております。

今後、このような教室を通じて認知症の予防に努めていきたいと考えております。

地域密着型認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームは、葛城市では現在2カ所27床に対し、葛城市の方の利用は27名で、早急に施設整備を行わなければならない状態にはないと考えておりますが、今後対象者の増も予測されることから、今年度策定の第6期介護保険事業計画の中で検討を行う予定をしております。

以上です。

朝岡副議長 内野君。

内野議員 過日、大阪の泉南市の認知症ケアの取り組みを聞く機会がございました。私、大変感動いたしました。それは、皆様もご存じのように、泉南市は世界の玄関口、関西国際空港のある市でございますが、人口6万4,587人、高齢者数1万5,308人、高齢化率23.7%、これは平成25年4月1日現在の数でございます。その内容は、認知症高齢者が徘徊中に亡くなったことをきっかけに、地域住民はもとより次世代への啓発に向け、リトルキッズ（幼稚園、保育

園)、キッズサポーター(小学生)、ジュニアサポーター(中学生)、ヤングサポーター(高校生)を順次養成し、同時に学校教員やPTAへの啓発にもつながり、認知症患者への理解を深める学習を行うなど、3世代でお年寄りを見守る取り組みを行っております。認知症ケア推進事業を立ち上げるに当たり、キャッチコピーもつくられました。「WAO泉南」、これはW、A、Oと書いて「ワオ」と読むんですが、Wは忘れても大丈夫、Aは安心、Oは思いやりのまち泉南と銘打ち、マスコットキャラクターのWAOくんを考案するなどの取り組みが行われております。

また、昨日の、読売新聞奈良版、認知症が原因で行方不明になる高齢者が県内でも相次いでいる、県警のまとめでは昨年1年間186人が行方不明となり、そのうち3人は現在も行方がわからないままだとありました。

地域での見守りなど、これからは必要になってくると思います。本市においても認知症サポーター養成講座を行っていただけるとの答弁でございましたが、広くたくさんの方に呼びかけて参加していただけるよう、よろしく願いいたします。

また、現在は、認知症の予防対策においては「ゆうあい」と「いきいきセンター」でボランティアサポーターの協力のもとで行っていただいておりますが、今後は各大字ごとに行うことができないものかと、そう思います。また、今試験的に行われているICTサテライト型のまちづくりの構想の中に、今後取り入れていく方法もあると思います。

それでは、続いて、本市の高齢者世帯、独居世帯の実態と将来設計について教えてください。

朝岡副議長 山岡部長。

山岡保健福祉部長 平成26年4月1日現在、葛城市の高齢化率は24.65%であり、今年度中には25%を上回ることが予測されます。4人に1人が高齢者という状況の中で、高齢者のみ世帯は世帯分離などがあり、正確な数字は把握しておりませんが、3年前のニーズ調査の回答から約1,000世帯、葛城市全体の8%という状況でありましたが、現在では10%を上回っているかもしれません。独居世帯につきましては住民基本台帳から抽出を行い、民生委員の方々に協力いただき年に1度訪問し、実態を確認いただいております。平成25年度の調査では、住民基本台帳上の入所などを除く独居1,391名に対して、世帯分離などで実際には同敷地内に身内が居住しているなどの方が537名おり、実態といたしましては854名の方が65歳以上の完全独居であると把握するとともに、福祉施策の案内等をしていただいております。

将来の推計といたしましては、国立社会保障人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口2013年3月推計によりますと、2025年の75歳以上人口は、2015年の人口を100としたときの指数が、葛城市では149で、全国計の130に奈良県計の138をも上回っており、10年後を見据えた高齢者対策が必要と考えております。

以上です。

朝岡副議長 内野君。

内野議員 ありがとうございました。

葛城市は、今年度中には4人に1人は高齢者ということでございますが、私、葛城市の皆

さんの健康に対する意識はすごく高いなど、そういうふうにも思っております。葛城市での高齢者の方々においては、もう本当に非常にお元気な方が多いと日々思っております。

今のデータでは、本市は全国、また県を上回る高齢化率ですので、先を見据えた高齢者対策をどうかよろしく願います。

では次に、介護の需要の現状と今後の予測について教えてください。

朝岡副議長 山岡部長。

山岡保健福祉部長 介護保険では、需要予測はそのまま保険料額に反映する仕組みとなっております。

葛城市の第5期保険料基準額は、全国平均の4,972円を大きく下回る4,100円となっております。平成23年度末の数値では、1号被保険者1人当たりの給付費は、全国計の25万6,212円を大きく下回る21万5,242円であり、介護の需要としては全国的に見て少ないと言えます。しかしながら、さきの高齢化の状況を見ますと、10年後には後期高齢者が1.5倍になることから、介護の需要は高まることが予測されます。

施設の整備では、現在特別養護老人ホームが2カ所で254床、老人保健施設は1カ所で80床に加え、増設、新設で240床にふえ、特別養護老人ホームと老人保健施設をあわせ494床になる見込みです。また、介護付きの有料老人ホームは、既設の50床に加え50床の新設が予定されております。さらには、近隣の市町村でも整備が進み、待機されている重度の介護認定者数はかなり解消されているのが現状です。また、平成26年3月末現在、要介護認定者は1,498名で、そのうち要支援1、2の認定者は575名で、全体の38%を占めています。

第6期事業計画では、予防給付の見直しとして、平成29年度末までに訪問介護、通所介護については、従来の予防給付から地域支援事業へ移行するとされています。

葛城市におきましては、今後の情報並びに県下各市町村と情報交換しながら、要支援認定者を支援できるよう検討していきたいと考えております。

以上です。

朝岡副議長 内野君。

内野議員 先ほども述べましたが、過日18日、介護総合確保推進法が可決されましたが、その中の介護分野では、2017年度末までに要支援1、2の一部サービスを市町村が取り組む地域支援事業に移されます。今後の情報と県下市町村とも連携をとりながら進めていくとの答弁でありましたが、どうかよろしく願います。

続いて、地域ケア会議についてですが、地域ケア会議は高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に推進することにより、地域包括ケアシステムの構築をしていくための方法だと思います。この、地域ケア会議が重視される背景には、急速な少子高齢化に伴い医療、介護、生活支援などを必要とする高齢者が増加するとともに、それを支える現役世代が減少していく中で、多職種連携や地域住民の協力が一層必要になってまいります。地域ケア会議を効果的に活用して、地域づくりに取り組むことが有効であると思います。地域ケア会議を効果的に活用するためには、その目的や機能の理解はもとより、本市の実情に応じた体制や運営方法を主体的につくり上げていく必要があると思います。本市の地域ケア会議の現状について、教えてください。

朝岡副議長 山岡部長。

山岡保健福祉部長 国が示す地域ケア会議は、医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図る、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化するなどとされています。地域包括支援センターでは、介護支援専門員連絡会や支援などの範囲にとどまっているのが現状であり、今後医師会などの働きかけなどを課題としております。

朝岡副議長 内野君。

内野議員 ありがとうございました。

先日、新聞に三重県の桑名市の記事がありました。そこには、地域包括ケアシステム推進協議会条例を制定し、協議会を設置し、関係者の議論を活発化、協議会には学識経験者のほか住まい、生活支援、介護、医療や予防に関する団体の代表などで構成されておりました。また、医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護事業者、民生委員などの多種の代表が参加され、活発な協議をされておりました。

本市においても、多職種連携の協議を願いたいと思います。本市の地域包括支援センターの現状についても教えていただけますでしょうか。よろしく申し上げます。

朝岡副議長 山岡部長。

山岡保健福祉部長 現在の人員は課長補佐を含み正職員4名と嘱託職員1名、非常勤職員5名での構成であり、必須3職種の社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員はそれぞれ資格を持っている市職員1名ずつ、嘱託職員及び非常勤職員は介護支援専門員という陣容で、包括支援業務を実施しております。

包括支援センターの業務は、まず介護予防ケアマネジメント業務、これは二次予防事業の対象者（主として要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の者）が、要介護状態になることを予防するため、対象者みずからの選択に基づき介護予防事業、その他の適切な事業が包括的かつ効果的に実施されるような必要な援助を行うもので、認知症予防教室や運動器の機能向上教室などの事業を行っております。

総合相談支援事業は、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行うもので、年間1,654件の相談件数に上っています。

権利擁護業務は、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的、継続的な視点から高齢者の権利擁護のための支援を行うもので、平成25年度は29件の相談を受けており、また成年後見制度申立支援3件、権利擁護支援2件の実績があります。

包括的、継続的なケアマネジメント支援業務につきましては、地域における連携、協働の体制づくりや、個々の介護支援専門員に対する支援等を行うもので、122件の相談があり、介護支援専門員連絡会、研修会や事例困難ケース検討会を行っております。また、もう一つの必須事業の指定介護予防支援は、介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、予防給付に関するケアマネジメント業務を行うもので、平成26年3月末のケアプラン数は、直営197件、委託159件、計356件

の支援をスタッフそれぞれが担当し、責任を持って介護予防支援を行っております。

また、このほかさまざまな介護予防事業、地域支援事業をも実施しております。

このような業務を行い適切な運営を行うため、安定した人材の確保に苦慮しながら、高齢者の生活を支える役割を果たす総合機関として、今後とも努力してまいろうと考えております。

以上です。

朝岡副議長 内野君。

内野議員 ありがとうございました。

ただいまの答弁にもありましたように、人材の確保に苦慮しとの答弁でございましたが、この地域包括ケアシステムを進めていく中において、大きな柱となる人員の強化、人的配置が大切であります。具体的に申しますと、介護支援専門員など正規の職員の人材で対応願いたいと思うところでございますが、今後の考え方について企画部長にお尋ねいたします。

朝岡副議長 吉村企画部長。

吉村企画部長 企画部の吉村でございます。よろしく願いいたします。

ただいまの内野議員のご質問の専門職の人材確保につきまして、ご答弁させていただきたいと思っております。

介護支援専門員や社会福祉士などの資格を有する専門職につきましては、これまで非常勤職員、いわゆるアルバイトを採用することで対応を行ってまいりました。これらの専門職につきましては、どの自治体にも言えることではございますが、給与面等の待遇のよいところ、または安定なところに行かれるなど、募集を行いましてもなかなか応募がない状況でございます。

本市といたしましては、給与面におきましては他の自治体との均衡を考慮して、時間給の改定を行ってまいりました。また、本年度からは雇用の安定を図る上で、職員と準ずる権限を有します嘱託員制度を活用いたしまして、人材の確保に努めているところでございます。

次に、勤務面におきましては、嘱託員やアルバイトは1日7時間勤務と、勤務時間に制約がございますが、必要に応じて超過勤務もしていただいているところでございます。

正職員につきましては、資格を有する者を勘案いたしまして、業務面において支障がないよう配慮しながら、配置を行っているところでございますが、有資格者数が少なく、人材育成の方法も検討すべきであると考えているところでございます。

職員採用につきましては、毎年人員要望のヒアリングを実施しているところでございまして、ほとんどの課におきましても職員増の要望が出ているところでございます。やはり臨時的な職員よりも正規職員の方が勤務面やあるいは責任面において、よりよいことは承知しておりますが、職員数には限りがございますので、所属の中で改善を図りながら効率的に行える事務事業がないか、あるいは委託事業として実施できるものはないかなど、考慮いたしながら、前向きに取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

朝岡副議長 内野君。

内野議員 ありがとうございました。

どうか、前向きなご検討をよろしくお願いいたします。

地域包括ケアシステムの構築が本市の高齢者、そして介護を必要とする方、また介護する方にも喜んでいただけるようなシステムの構築をどうかよろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

朝岡副議長 これで、内野悦子君の発言を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

阿古議員 異議あり。よろしいですか。

朝岡副議長 どうぞ。

阿古議員 先ほど吉村議員の一般質問の中で、市長の答弁の中で非常に名誉を傷つけられる発言があったように思います。撤回を強く求めます。

朝岡副議長 延会することにはご異議がございませんね。

阿古議員 延会は異議はありませんが、発言内容を吟味していただき、陳謝を強く求めます。

朝岡副議長 それにつきましては、では、一旦会議を終了して、その後議事録等調整させていただいてということによろしいですな。

内容について、本人ともよく相談させていただいた上で。会議はこのまま続きますので、日程的にはありますから、きょうのところは延会をさせていただくことにはご異議ございませんね。

(「異議なし」の声あり)

朝岡副議長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

なお、あす24日、午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集を願います。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後4時04分